

平成 2 5 年 第 3 回

芦北町議会 6 月定例会会議録

開会 平成 2 5 年 6 月 1 1 日

閉会 平成 2 5 年 6 月 1 4 日



うたせ船

熊本県芦北町議会

平成 2 5 年第 3 回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
6 ・ 1 1	火	本会議（開 会） 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 町長の提案理由説明 一般質問 陳情審査付託の件 （散 会）
1 2	水	休 会（議事整理）
1 3	木	休 会（議事整理）
1 4	金	本会議（開 議） 常任委員長報告（陳情審査報告） 陳情審議 議案審議 議員派遣の件 閉会中の継続審査・調査の申出 （閉 会）

目 次

第1号（6月11日）	頁
1 議事日程……………	3
2 出席議員氏名……………	3
3 欠席議員氏名……………	3
4 説明のため出席した者の職氏名……………	3
5 事務局職員出席者……………	4
6 開会 開議……………	13
日程第1 会議録署名議員の指名……………	13
日程第2 会期の決定について……………	13
日程第3 諸報告……………	14
日程第4 町長の提案理由説明……………	14
日程第5 一般質問……………	14
(1) 坂本登議員第1回目一般質問……………	15
○竹崎町長答弁……………	16
○吉田総務課長答弁……………	17
(2) 坂本登議員第2回目一般質問……………	18
○竹崎町長答弁……………	18
(3) 坂本登議員第3回目一般質問……………	18
○竹崎町長答弁……………	19
(4) 坂本登議員第4回目一般質問……………	19
○寺川企画財政課長答弁……………	20
(5) 坂本登議員第5回目一般質問……………	20
○寺川企画財政課長答弁……………	20
(6) 坂本登議員第6回目一般質問……………	21
○吉田総務課長答弁……………	22
(7) 坂本登議員第7回目一般質問……………	22
○竹崎町長答弁……………	22
(8) 坂本登議員第8回目一般質問……………	22
○竹崎町長答弁……………	23
(1) 平松洋一議員第1回目一般質問……………	23
○竹崎町長答弁……………	24
○楠原住民生活課長答弁……………	25

○宮下福祉課長答弁	26
○吉田総務課長答弁	26
○寺川企画財政課長答弁	27
(2) 平松洋一議員第2回目一般質問	27
○竹崎町長答弁	30
(3) 平松洋一議員第3回目一般質問	30
○宮下福祉課長答弁	31
(4) 平松洋一議員第4回目一般質問	31
○楠原住民生活課長答弁	31
(5) 平松洋一議員第5回目一般質問	32
○楠原住民生活課長答弁	32
(6) 平松洋一議員第6回目一般質問	32
○吉田総務課長答弁	34
(7) 平松洋一議員第7回目一般質問	34
○寺川企画財政課長答弁	34
(8) 平松洋一議員第8回目一般質問	35
○竹崎町長答弁	35
(9) 平松洋一議員第9回目一般質問	35
(1) 川尻成美議員第1回目一般質問	36
○竹崎町長答弁	37
○楠原住民生活課長答弁	37
○吉田総務課長答弁	37
○藤崎副町長答弁	38
(2) 川尻成美議員第2回目一般質問	38
○竹崎町長答弁	38
○山元商工観光課長答弁	39
(3) 川尻成美議員第3回目一般質問	39
○山元商工観光課長答弁	39
(4) 川尻成美議員第4回目一般質問	39
○竹崎町長答弁	39
(5) 川尻成美議員第5回目一般質問	39
○山元商工観光課長答弁	40
(6) 川尻成美議員第6回目一般質問	40
○藤崎副町長答弁	40

(7)	川尻成美議員第7回目一般質問	41
	○藤崎副町長答弁	41
(8)	川尻成美議員第8回目一般質問	42
	○竹崎町長答弁	43
(9)	川尻成美議員第9回目一般質問	43
(1)	宮尾秀行議員第1回目一般質問	44
	○竹崎町長答弁	46
	○柳田農林水産課長答弁	46
	○寺川企画財政課長答弁	47
(2)	宮尾秀行議員第2回目一般質問	47
	○竹崎町長答弁	48
	○柳田農林水産課長答弁	49
(3)	宮尾秀行議員第3回目一般質問	49
	○柳田農林水産課長答弁	49
(4)	宮尾秀行議員第4回目一般質問	50
	○柳田農林水産課長答弁	50
(5)	宮尾秀行議員第5回目一般質問	51
	○柳田農林水産課長答弁	51
(6)	宮尾秀行議員第6回目一般質問	52
	○柳田農林水産課長答弁	52
(7)	宮尾秀行議員第7回目一般質問	52
	○柳田農林水産課長答弁	53
(8)	宮尾秀行議員第8回目一般質問	53
	○竹崎町長答弁	53
(9)	宮尾秀行議員第9回目一般質問	54
日程第6 陳情第3号 「年金2.5%削減法」を廃止する意見書採択に関する陳情について		54
7	散 会	54
第2号(6月14日)		
1	議事日程	57
2	出席議員氏名	58
3	欠席議員氏名	58
4	説明のため出席した者の職氏名	58

5	事務局職員出席者	59
6	開 議	60
	(一括議題＝日程第1から第3まで)	
日程第1	陳情第1号 湯浦慰霊塔の移設に関する陳情について	60
日程第2	陳情第10号 湯浦地域の振興と安全安心のまちづくりに関する陳情について	60
日程第3	陳情第3号 「年金2.5%削減法」を廃止する意見書採択に関する陳情について	60
日程第4	承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 平成24年度芦北町一般会計補正予算(第10号) …	65
日程第5	承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について …	66
日程第6	承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について …	69
日程第7	報告第1号 一般会計の繰越明許費繰越計算書について …	70
日程第8	報告第2号 水道事業会計の繰越計算書について …	72
日程第9	報告第3号 有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について …	73
日程第10	報告第4号 有限会社御立岬の経営状況の報告について …	74
日程第11	議案第37号 平成25年度芦北町一般会計補正予算(第1号) …	76
日程第12	議案第38号 芦北町一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について …	80
日程第13	議案第39号 芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について …	82
日程第14	議案第40号 工事請負契約の締結について …	83
日程第15	議案第41号 工事請負契約の締結について …	85
日程第16	同意第2号 副町長の選任につき同意を求めることについて …	86
日程第17	同意第3号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて …	88
日程第18	諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて …	89
日程第19	諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて …	90

日程第20	議員派遣の件	91
	(一括議題＝日程第21から第24まで)	
日程第21	総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出	91
日程第22	建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出	91
日程第23	文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出	91
日程第24	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出	92
7	閉 会	92

平成25年第3回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

平成25年6月11日

午前10時 開 会

於 議 場

1 議事日程

開会宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

議長諸般の報告

行政報告

日程第4 町長の提案理由説明

日程第5 一般質問

日程第6 陳情第3号 「年金2.5%削減法」を廃止する意見書採択に関する
陳情について

（散 会）

2 出席議員（16人）

1番 坂 本 登 君

3番 宮 内 道 則 君

5番 古 村 逸 男 君

7番 草 野 安 道 君

9番 元 山 秀 志 君

11番 平 松 洋 一 君

13番 水 口 宣 之 君

15番 寺 本 修 一 君

2番 林 田 燿 宏 君

4番 寺 本 順 一 君

6番 白 坂 康 浩 君

8番 前 田 徹 一 君

10番 宮 尾 秀 行 君

12番 川 尻 成 美 君

14番 岡 部 恵美子 君

16番 藤 井 公 明 君

3 欠席議員（0名）

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長 竹 崎 一 成 君 副 町 長 藤 崎 正 司 君

教育委員長 澁 谷 百 鍊 君 教 育 長 竹 浦 裕 道 君

総 務 課 長 吉 田 茂 君 企画財政課長 寺 川 健 一 君

税 務 課 長	早 川 純 一 君	住民生活課長	楠 原 清 照 君
福 祉 課 長	宮 下 祐 一 君	農林水産課長	柳 田 豊 彦 君
商工観光課長	山 元 信 作 君	建 設 課 長	山 口 純 志 君
上下水道課長	江 上 繁 君	会計管理者兼 会 計 室 長	園 川 民 夫 君
田浦基幹支所長	野 口 博 司 君	教 育 課 長	本 山 昭 君
生涯学習課長	藤 井 哲 郎 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	鶴 山 秀 生 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	下 田 研 君	次 長（主幹）	福 田 貴 司 君
--------	---------	---------	-----------

議長諸般の報告

1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）

2 水俣芦北広域行政事務組合議会

期 日 平成25年3月28日（木）

場 所 水俣芦北広域行政事務組合 2階講堂

一般質問 寺本修一議員

「水俣芦北広域行政事務組合の職員採用計画について」

議 案

- ・専決処分の報告及び承認について

熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について（第1号）（原案承認）

- ・平成24年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）（原案可決）

- ・平成25年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計予算について（原案可決）

- ・水俣芦北広域行政事務組合クリーンセンター技術管理者の資格を定める条例の制定について（原案可決）

- ・水俣芦北広域行政事務組合障害者自立支援審査会に関する条例の一部改正について（原案可決）

3 平成25年度町村議会議長研修会

期 日 平成25年5月16日（木）

場 所 熊本県市町村自治会館 講堂

議 題 講演「これからの政局・政治はどう動く」

講師 時事通信社 解説委員・政治評論家 田崎史郎 氏

4 第38回町村議会議長・副議長研修会

期 日 平成25年5月28日（火）～5月30日（木）

場 所 東京都 メルパルクホール

内 容 講演及びシンポジウム

「町村議会に期待する」

「これからの町村議会のあり方」

「歴史に見るリーダーの条件」ほか

上記のとおり報告する。

平成25年6月11日

芦北町議会議長 藤 井 公 明

芦町監第9号
平成25年6月7日

芦北町議会議長 藤井公明様

芦北町監査委員 山下生吾
芦北町監査委員 古村逸男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1. 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2. 検査現在期日

平成25年5月31日

3. 検査実施日

平成25年6月7日

4. 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳計現金	1,607,398,814 円
	一時借入金	0 円
	基金に関する現金	4,583,587,409 円
	歳入歳出外現金	44,067,437 円
	計	6,235,053,660 円
水道事業会計		283,579,363 円

議員派遣の結果報告

1. 第38回町村議会議長・副議長研修会

- (1) 目 的 地方分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 東京都 メルパルクホール
- (3) 期 間 平成25年5月28日(火)から30日(木)まで3日間
- (4) 派遣議員 寺本副議長
- (5) 内 容

5月28日(火)

(基調講演)

- 「町村議会に期待する」

東京大学大学院法学政治学研究科教授 金井 利之 氏

(シンポジウム)

- 「これからの町村議会のあり方」

＜コーディネーター＞

ジャーナリスト 松本 克夫 氏

＜パネリスト＞

北海道鹿追町議会議長 埴渕 賢治 氏

岩手県西和賀町議会議長 佐々木正裕 氏

茨城県大洗町議会議長 小野瀬義之 氏

兵庫県播磨町議会議長 宮尾 尚子 氏

5月29日(水)

(講演)

- 「歴史に見るリーダーの条件」

歴史家・作家 加来 耕三 氏

- 「政治・経済の展望」～報道から見たこれからの日本の姿～

TBSテレビ報道局 解説・専門記者室長 杉尾 秀哉 氏

以上のとおり報告する。

平成25年6月11日

芦北町議会議長 藤 井 公 明

平成 2 5 年第 3 回芦北町議会定例会陳情文書表

受理年月日 番 号	住 所	氏 名	要 旨	所管委員会
H25. 5. 28 陳情第 3 号	熊本市中央区 神水 1 丁目 30-7	全日本年金者組合 熊本県本部 執行委員長 國宗 直	「年金 2 . 5 % 削減 法」を廃止する意見 書採択に関する陳情 書	文教厚生 常任委員会

平成 2 5 年第 3 回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	坂本 登	1 水俣病のすべての被害者救済について	熊本県知事は「水俣病特措法成立にがんばってきたが、最高裁判決で振り出しに戻り、再度取組んでいる。」と言っている。地域住民の健康調査と認定基準をあらため、司法による救済を含め、すべての水俣病被害者を救済する恒久的枠組みをつくることを国、県に申し入れをして頂きたいが如何か。	町長及び 担当課長
		2 町民の所得と雇用の拡大について	「アベノミクス」に対する期待の声もあるが、町民の中には景気回復の実感はないとの声も多い。町民の所得は増えているのか。また、町内の雇用状況など良くなっているのか。年金生活者の不安が解消しているのかなど。町民の現状と今後の見通しをどう考えているのかお答えください。	町長及び 担当課長
		3 町の職員及び臨時職員の待遇改善と給与の削減措置について	① 地方公務員の給与の引き下げが続いている。町の一般職員は何年度から給与削減が行われているのか。また、合計削減額は手当等を含めて一人平均にすると、何年でどの程度削減されているのか。さらに、退職金等にはどのような影響が出てくるのかお答えください。 ② 職員給与（手当等）、退職金等を含め引き下げは、町の経済及び職員の意欲にも大きな影響を与えらると思う。これ以上の引き下げは止めるべき	町長及び 担当課長

			だと思うが、町長は、どう考えているのかお答えください。 ③ 臨時職員の賃金、労働条件は職員と比較し厳しいものがある。臨時職員の賃金や嘱託職員の報酬の引き上げ及び労働条件の改善を図るべきだと思うが、これらについてどのように考えているのかお答えください。	
		4 TPP（環太平洋連携協定）について	平成23年3月議会で、TPPに参加した場合、町の経済にどのような影響を与えるかとの質問に対し、農林水産課長は「米と畜産につきましては壊滅的な影響が出ると認識しております。」と答弁されました。 安倍政権はTPP交渉に参加し、早期に協定合意に進もうとしているが、町長はどのように考えているのか。町として今後、TPPに関する全ての対応策、特に、米と畜産を守る対応策についてどのように考えているのかお答えください。	町長及び担当課長
2	平松洋一	1 超高齢社会対策について	平成23年度版町勢要覧によると、我が町の人口は合併時の2万1千人から大きく減少し、平成22年で2万人を割り込み減少の一途をたどっている。 高齢化率も33%を超え、先の熊日新聞報道では、超高齢社会へ突入との記事。一方、出生も減少の一途であり、今後、芦北町の経済のみならず、社会構造そのものも危うくなる事が予想される。 ① 高齢世帯、一人暮らし高齢	町 長

			者の増加が考えられるが、現状認識、現在の対策と今後の方針や見通しはどうか。	
			② 介護を必要とする人が増加すると考えられるが、その現状と今後の対策はどうか。	町 長
			③ 社会保障費の増加が考えられるが、現状とその対策はどうか。	町 長
			④ 労働人口の減少と高齢化についてどのような認識か。また、その対策はどうか。	町 長
			⑤ 高齢化対策課など将来を見据えた課の設置の考えはないのか。	町 長
			⑥ その他行政として超高齢社会に対しどのような対策を考えているか。	町 長
		2 少子化対策について	① 結婚活動支援（婚活）の現状と今後の取り組みはどうか。	町 長
3	川尻成美	1 食の安全対策について	② 少子化対策の現状と今後の取り組みはどうか。	町 長
			③ 少子化対策課など将来を見据えた課の設置の考えはないか。	町 長
			① 去る4月26日～29日に県立あしきた青少年の家で発生した食中毒事件について「その実態の報告」をどう受けているのか。	町 長
			② その報告を受けて芦北町として町民の食の安全確保対策について具体的にどのような対応をしてきているのか。	町 長

		2 工事指名審査会のあり方について	① 3月定例会一般質問で入札業者の資格審査は、いずれも正当であり、全ての業者について問題はないと、当時の総務課長が答弁している。いつの審査のことか。 ② 審査会規則第4条に審査会は必要に応じて会長が招集するとあるが、ここ数年（H22年度、23年度、24年度）の審査会が開催された具体的内容を明らかにされたい。 ③ 町長及び審査会のメンバーは、地方自治法第92条の2をどのように理解、認識して審査に当たっているのか。	町 長 副町長 町 長 副町長 町 長 副町長 審査会委員
4	宮尾秀行	1 将来を見据えた農業の基盤作りについて	① 芦北地方は、田の甘夏で一時代を築いた。 デコポン栽培が始まり25年経過し、最近施設栽培技術が確立された。全国の産地と戦い、再度日本一の産地として明るい兆しが見えて来た。今後行政としてどのように支えていく考えか。 ② 町内、外からの新規参入する人への受け入れ体制はどうなっているか。 ③ 園芸団地の造成計画はないか。 ④ 傾斜地の農地果樹園など作業道の開設に対する助成はあるか。	町 長 担当課長
		2 フードバレー構想について	県南地域活性化のフードバレー構想など、県との話し合いは進んでいるのか。	町 長 担当課長

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（藤井公明君） おはようございます。

ただいまから平成25年第3回芦北町議会定例会を開会します。

会議に先立ち、水俣芦北広域行政事務組合に派遣されておりました課長が、派遣終了に伴い、今回から議会に出席しましたので、自席より挨拶を求めます。鶴山農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鶴山秀生君） おはようございます。

4月1日付けの人事異動によりまして、農業委員会事務局長を拝命いたしました鶴山でございます。微力ではございますが、職務遂行のために精進してまいりますので、御指導、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 次に、今年4月1日付けで、新しい課長が誕生しておりますので、自席より挨拶を求めます。

はじめに、園川会計管理者兼会計室長。

○会計管理者兼会計室長（園川民夫君） 皆さん、おはようございます。

本年4月1日付けの人事異動をもちまして、会計管理者兼会計室長を拝命いたしました園川民夫でございます。今後、微力ではございますけれども、町行政推進のために努力してまいりたいと思います。どうぞ皆さま方の御指導をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（藤井公明君） 次に、下田議会事務局長。

○議会事務局長（下田 研君） おはようございます。

4月1日付けの人事異動によりまして議会事務局長を拝命しました下田です。微力ではございますが、職務遂行のために精進してまいりますので、皆さま方の御指導、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 以上で、挨拶を終わります。

これより本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井公明君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、15番 寺本修一君及び1番 坂本君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長（藤井公明君） 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、先に開催されました議会運営委員会において、6月14日までとの答申をいただいております。本日から6月14日までの4日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月14日までの4日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸報告

○議長（藤井公明君） 日程第3「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果、閉会中に出席した議長諸般の報告、議員派遣の結果報告及び町長の行政報告の内容は、議席に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

-----○-----

日程第4 町長の提案理由説明

○議長（藤井公明君） 日程第4、町長の提案理由の説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、芦北町議会6月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては御出席を賜り、ありがとうございました。

それでは、本定例会に付議しました議案につきまして御説明申し上げます。

まず、平成24年度芦北町一般会計補正予算、芦北町税条例の一部を改正する条例の制定、芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定にかかる専決処分の承認3件、一般会計の繰越明許費、繰越計算書及び水道事業会計の繰越計算書の報告並びに有限会社芦北マリンサービス及び有限会社御立岬の経営状況の報告書を提出しております。また、平成25年度芦北町一般会計補正予算、芦北町一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定及び芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定並びに工事請負契約の締結にかかる議案2件、合計5議案と人事案件4件をあわせて提案しております。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（藤井公明君） 町長の説明が終わりました。

-----○-----

日程第5 一般質問

○議長（藤井公明君） 日程第5、一般質問を行います。

質問通告者は4人で、通告書はお手元に配付しております。

質問時間は従来どおり補助質問を含めて30分以内に制限します。それから、一般質問は通告制であります。質問に関連して求める関連質問は許可しません。質問にあたっては、通告内容に基づいた質問をされるよう願います。なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、坂本君。

- 1番（坂本 登君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の坂本登です。議長の許可をいただきましたので、6月定例会では町民の暮らし、経済に深く関係する問題について、4項目、町民の声を代弁して一般質問をいたします。明確な答弁をよろしくお願いをいたします。

最初の質問に入ります。水俣病のすべての被害者救済についてお聞きいたします。4月16日、最高裁判所は水俣病問題で現行の認定基準よりも幅広く水俣病と認める判決を下しました。5月23日付けの熊日新聞によると、熊本県知事は水俣病特措法成立に頑張ってきたが、最高裁判決で振り出しに戻り、再度取り組んでいると語ったと報道されています。水俣病特措法で全国から約6万5,000人という多くの被害者が申請に立ち上がったことにも示されるように、水俣芦北地域は底知れない被害の拡大がこれまで放置されてきました。今回の最高裁の判決は不当に切り捨てられてきた被害者に勇気と希望を与えています。

町長にお聞きします。水俣病被害多発地域の地元町長として、該当するすべての地域住民の健康調査を行うこと、また被害者救済の認定基準を改めるように、国・県に意見を上げていただきたい。さらに、司法による救済を含め、すべての水俣病被害者を救済する恒久的枠組みをつくることを国・県に申し入れをしていただきたいが、いかがでしょうか。

2番目の質問に入ります。4年前の総選挙で政権交代を掲げ、大勝利した民主党は、昨年12月の総選挙で国民の期待を完全に失い、わずか3年半で政権離脱という厳しい審判を受けました。その結果、現在、自民党、公明党の連立政権が復権し、約5か月が経過いたしました。安倍総理は、来たる7月の参議院選挙で勝利し、衆参両議院とも安定した与党多数の基盤を確保するために必死になっています。政府は安倍総理を先頭に、大手の新聞、テレビの社長、幹部役員などとの会食を重ね、マスコミの支持を取り込みながら、安倍政権の政策方針をバラ色に描き宣伝しています。

今回の質問は、町民の所得と雇用の拡大についてお聞きいたします。アベノミクスに対する期待の声もありますが、町民の中には景気回復の実感はないとの声も多

くあります。町民の所得は増えているのか、また町内の雇用状況など良くなっているのか、年金生活者の不安が解消しているのかなど、町民の現状と今後の見通しをどのように考えているのかお答えください。

3番目の質問に入ります。町の職員及び臨時職員の待遇改善と給与の削減措置についてお聞きいたします。

①地方公務員の給与の引き下げが続いております。町の一般職員は何年度から給与削減が行われているのか。また、合計削減額は手当などを含めて一人平均にすると何年で、どの程度削減されているのか。さらに、退職金の削減などにはどのような影響が出てくるのかお答えください。

②職員給与、退職金などを含め、引き下げは町の経済及び職員の意欲にも大きな影響を与えると思います。これ以上の引き下げはやめるべきだと思いますが、町長はどのように考えておられますか、お答えください。

③臨時職員の賃金、労働条件は職員と比較し、厳しいものがあると思います。臨時職員の賃金や嘱託職員の報酬の引き上げ及び労働条件の改善を図るべきだと思いますが、これらについてどのように考えているのかお答えください。

最後の質問に入ります。T P P（環太平洋連携協定）についてお聞きします。平成23年3月定例会一般質問で、T P Pに参加した場合、町の経済にどのような影響を与えるかとの質問に対し、農林水産課長は、米と畜産につきましては壊滅的な影響が出ると認識しておりますと答弁されました。現在の安倍政権はT P P交渉に参加し、早期に協定合意に進もうとしていますが、町に大きな影響を与えるT P P（環太平洋連携協定）参加について、町長はどのように考えていますか、お答えください。また、町として、今後、T P P（環太平洋連携協定）に合意した場合に関連するすべての対応策をどのように考えていますか。特に米と畜産を守る対応策について、どのようなお考えであるかお答えください。

以上で、本壇からの質問を終わります。再質問は質問席から行います。

○議長（藤井公明君） これより答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 坂本登議員の御質問にお答えいたします。

まず、水俣病のすべての被害者救済についてであります。町としては当然のことでございますが、すべての水俣病被害者の方々が救済されることを願っております。水俣病被害者救済特別措置法に基づきます被害者の救済につきましては、御存じのとおり、その救済申請が昨年7月31日で締め切られました。現在は、熊本県においての審査が終盤にさしかかっている段階であろうと推察されます。今回の議員の質問の趣旨につきましては、熊本県にしっかりと伝えし、おつなぎしたいと思います。

続きまして、町民の所得と雇用の拡大についてのお尋ねでありました。現時点ではアベノミクスの効果は検証できておりません。また、今後の見通しについては、今のところ予想できません。

次に、町の職員及び臨時職員の待遇改善と給与の削減措置についてであります。今回の国の要請によります職員給与の引き下げについては、本意ではなく、誠に遺憾であります。なお、①と③につきましては、内容が具体的になりますので、総務課長から答弁させます。

続きまして、ＴＰＰについてであります。まず始めに、農林水産課長が米と畜産について壊滅的な影響が出ると答弁したことは、当時の農林水産省の試算に基づく、米が１０分の１、牛肉が４分の１になるということから、壊滅的と表現したのでありまして、芦北町独自の試算ではないことを申し上げておきます。

ＴＰＰについて、どのように思っているかということに対しまして、平成２３年３月議会においてお答えしたとおり、日本経済に与える影響は非常に大きいものがあると思っております。３月１５日の安倍首相による参加表明を受け、熊本県町村会は３月２６日の定期総会において、ＴＰＰ協議にあたっては、日本の農業と国土を守るために、例外品目の確保は必須であり、聖域なき関税撤廃が求められるなら、協議から速やかに撤退・離脱することと決議をしたところであります。

次に、ＴＰＰ発効後の対策についてであります。オレンジ、牛肉の輸入自由化、ＧＡＴＴ、ウルグアイ・ラウンドのときがそうでありましたように、国が今後取りまとめるであろう対策を踏まえた上で、町は事業を実行していくという立場であります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（藤井公明君） 吉田総務課長。

○総務課長（吉田 茂君） おはようございます。

職員の給与削減についてお答えいたします。町職員については、人事院勧告に準じております。その結果として、平成２１年、平成２２年、平成２３年とマイナスの給与改定となっており、平成２４年は改定はあっておりません。なお、この人事院勧告に基づき定期昇給があったものとして、平成２１年から平成２４年までの４年間における給与改定の影響額を試算したところ、一人当たり平均額で約１９万７、０００円の減額となっております。

退職手当金は、退職時の給料月額を基礎として計算しますので、マイナスの給与改定で、給料月額が減額となれば、退職手当金額は減少します。

次に、臨時職員及び嘱託職員についてお答えいたします。臨時職員の賃金及び嘱託職員の報酬につきましては、その職種に応じて支給しております。本年４月から

1 職種において賃金の引き上げを実施したところです。また、加入要件を満たす場合は、各保険等の資格を取得を行っており、労働基準法に定める各種休暇も設けているところでございます。

以上です。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1 番（坂本 登君） まず、水俣病について、2 回目の質問をいたします。

町長の答弁でありましたように、被害者の全員救済をされることを願っている。また、県にこのことをおつなぎしたいという答弁がありました。まず、この最高裁判決は、1977 年、国の認定基準について複数の症状の組み合わせがなく、手足の感覚障害のみの水俣病が存在しないという、科学的な根拠はないとし、症状の組み合わせが認められない場合でも、証拠を総合検討した上で、個別の判断で水俣病と認定する余地を認めました。今回の最高裁判決は、40 年にわたってなされてきた水俣病認定のあり方を厳しく質したものであり、国・県は水俣病審査のあり方を根本的に見直すべきだと思いますが、被害者地域の町長として、この認定基準の見直しについて、どのようなお考えでいらっしゃいますか、お答えください。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 御存じのとおり、この認定基準につきましては、行政判断、そして司法判断、また医療、疫学的な判断、そしてまた一方では、政治的判断とか、様々ですね、これには幅轉しておりまして、たいへん難しい段階に来ておると思っております。いずれにしても、複数の判断基準がある、認定基準があるということは、混乱を招く大きな要因でありますので、これはやはり一つに基準はまとめるべきであろうというふうに思っております。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1 番（坂本 登君） 去年、特措法の救済にあたり、我々共産党議員団で国のほうに政府交渉に行った折、厚生労働省の対策室の室長から、芦北の竹崎町長からも、同じ地域での線引きはやめてくれということを言われておりますというふうに室長が答えられました。それによって、芦北町地域の被害者はたいへんな勇気をもらい、現状として特措法における芦北町の地域指定外という概念は取り払われたように思っています。今回も、年齢で切り捨てられた人、または立ち上がれなかった人も含めて、一つの症状でも認められると、複数の症状がなくても認められるという、範囲が広がったことによって、大変な地域の被害者の方たちに勇気を与えた判決だと思っています。先ほどは、県におつなぎしたいという答弁でしたが、前回同様、国に対しても被害者のこれまでの苦しみ、家族の痛み、差別に耐え抜いたやりきれない気持ち、これを心を肩に背負って、国に対してもものを言っていきたい、この

ように思います。どうでしょうか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） そのような姿勢で臨みたいと思います。そして、付け加えて申し上げますと、実は昨日、坂本議員から、水俣病の被害者救済について質問の届出が出ておると。内容については、地域住民の健康調査をすべき、認定基準を改めるべき、救済の恒久的枠組みをつくるべきということであると。県でも、これに対応してくれということ、既に申ししております。今回また、正式な質問でございましたので、重ねてそのことをおつなぎ申し上げたいと思います。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1 番（坂本 登君） まだまだ水俣病は終わっていないと思います。もちろん被害者の皆さんは高度成長期の犠牲者であります。公害、環境破壊が二度と繰り返されないためにも、水俣病の周知徹底、また町が取り組んでおられる取組にも非常に私は感銘をしております。しかし、この特措法をもって終わりというのではなく、まだまだ被害者がいる限りは、恒久的な枠組みをつくっていただくよう、今、町長もおっしゃいましたように、私たちも一生懸命頑張ることを、ここに申し上げまして、次の質問に入ります。

町民の所得の拡大について、2回目の質問をいたします。答弁では、アベノミクスによる現状はまだまだ検証できていない、見通しもまだ予想ができない、こういう答弁でありました。安倍総理が描いた金融緩和や財政出動とともに、第3の矢、成長戦略の概要を発表しましたが、そのアベノミクスも既に赤信号が出始めています。3本の矢で経済が良くなると言っていましたが、政府が狙った円安株高の結果、アベノミクスの恩恵を受け、実感しているのは、自動車産業など、輸出大企業に限られています。町の中小企業や農業、水産業などは、油、原材料、ガソリンの高騰で、存続の危機が心配されはじめています。また、5月は株価の上昇で、海外投資家及びアメリカのヘッジファンドや、日本の高額投資家は、株の操作などで大もうけをしています。こうしたことは、実態経済の伴わないマネーゲームでしかありません。5月23日の株価急落を挟んで、その後は乱高下をする展開となっています。

一方、町民の暮らしは、円安による輸入食品やガソリン、電気料金の値上げなど、生活費の負担が増え、アベノミクスの影響は弊害ばかりが目立つようになってきました。その上、消費税の8%、さらに10%と引き上げが予定されており、町民の皆さんは先行きをたいへん心配されています。アベノミクスによって、大企業や大資産家がどんなに大もうけをしても、賃金や雇用が改善し、所得が増えなければ、暮らしが良くなることが町民の実感ではないでしょうか。

そこで、このアベノミクスによる予算で、現状は検証できない、見通しも予想で

きないということでありましたが、安倍政権になって、公共事業など、予算が振り分けられていると思います。こういった予算でどのような対策をこれまで打ってきたのか、そのことを財政課長、よかったら聞かせてもらえますか。

○議長（藤井公明君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） この件につきましては、先の３月定例会の中でもですね、出しておりますけれども、国の元気臨時交付金等々によりまして、やはり２６年度で予定しておりました事業等につきましてですね、そういった財源を活用させていただきまして、前倒しでですね、予算を配置したというようなことで措置をいたしております。申し訳ございません。２５年度でですね、予定しておりました事業につきまして、２４年度に前倒しをいたしまして、措置をいたして、２４年から２５年に繰り越しをして、そういった交付金等も活用しながら、公共事業等に充當いたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○１番（坂本 登君） 安倍政権によって、元気臨時交付金という交付金が全国に配られ、予算化され、それによって事業を展開して、今言われましたいろいろな事業を展開している。その中には、公共事業、本当にですね、町民が望む公共事業に充てていってほしい。何か大きなことに１か所使うよりも、同じ額でも１０か所に分けて公共事業をする。町民の望む避難場所の耐震化、こういったことも大事ではなかろうかと思います。今、町民の方々は、今年は雨が降らずに、ものすごい豪雨が来るんじゃないかという心配の声も聞きます。そのときに、町内あちこちにあります公民館、また小学校跡地、このような避難場所の看板が掛かったところも多くありますが、実際、避難場所として、トイレ、耐震性、こういったことに対する不安の声もありますので、こういったところにも住民の声を聞き、事業を展開していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（藤井公明君） 坂本君。執行部を指名をしてください。誰にお尋ねですか。坂本君。

○１番（坂本 登君） 企画財政課長、お願いします。

○議長（藤井公明君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） この事業につきましては、国が指定をいたしております事業等ですね、こういったものについて財源を充當する。あるいは、それ以外にありますと、町ですね、単独事業の中で充當できるものがあれば、それに充當するということで、充當先がだいたい指定をされておりますので、そういった中で活用させていただいているというところでございます。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1 番（坂本 登君） 住民の要求に基づいた公共事業がなされることを要求し、次の質問に入ります。

町の職員の給与削減措置について、2回目の質問をいたします。町長の答弁で、今回の国の要請は本意ではなく遺憾である、そのとおりだと思います。苦渋の決断だったと思います。しかし、今答弁でありましたように、平成21年、22年、23年度と、本来増えてなければならぬ町職員給与が、これまで約20万円近く減額になっています。これだけの所得が奪われ、消費が落ち込めば、町内の経済にとっても深刻な影響があります。私が今回、給与削減措置を問題にしたのは、国が復興財源捻出のために一時的に削減している国家公務員の給与に、なぜ地方公務員が合わせる必要があるのかということです。国家公務員の給与水準を特例的に2年間限定で7.8%カットしたのと比較して、地方公務員の給与水準が高いと主張するのも理解できません。この特例的な7.8%カットがなければ、地方公務員の給与のほうが国よりも低いのですから、政府の地方公務員の給与削減要請によって、自治体が自主的に決めるべき公務員給与の水準を国が強制することはあってはならないし、また地方交付税を給与引き下げの要請手段としていること自体、断じて許されることではありません。これがまかり通れば、それを口実に民間はさらに賃金の引き下げをしようとするでしょう。そうすると、民間との均衡との口実で、また公務員の給与が引き下げられます。民間と公務員との対立をあおり、政策誘導して労働者の賃金を限りなく低く抑え込む、そして生活が苦しくなれば、当然物を買わなくなります。物が売れなければ、小売業はもちろん、物をつくる製造業にもマイナスになります。生産調整ということになり、正社員の非正規化、非正規雇用の雇い止めということになれば、町民全体の購買力はまた落ち込んでいきます。限りないデフレスパイラルです。しかも、この間、既に毎年のように人事院勧告による給与削減が行われてきました。国は、町のこれまでの人件費の抑制の努力を考慮することなく、地方交付税の交付額を引き下げ、本来、条例で決めるべき給与削減を国から要請が行われたことについて、道理がありません。

そこで、担当課長にお聞きをします。地方公共団体の職員給与について、条例で決定されると認識していますが、地方交付税の交付額が下げられ、地方公務員の給与について、国から削減要請があった場合、地方公共団体は地方公務員の給与を連動して下げなければいけないのかお答えください。また、地方交付税は、用途の定めのない一般財源であり、国からの要請に従わなかったとして、法令違反にあたるのかお答えください。

○議長（藤井公明君） 吉田総務課長。

○総務課長（吉田 茂君） 町職員の給与の決定については、人事院勧告を踏まえて、自主的に条例で定めてありますので、国が町職員給与について関与することは適切ではありません。また、今回の国の要請は、そもそも法令に基づいてなされてものではないため、法令違反とはならないものです。

以上です。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1 番（坂本 登君） 今定例会に条例案が提案されていますが、今、課長答弁にありましたように、法令違反ではない要請について、今後、期間延長の要請や削減要請があった場合には、町民、また職員を守る立場で、町長には防波堤となって防いでほしい。また、道理のない国の要請に従う必要はないと申し上げまして、次の質問に入ります。

③の臨時職員及び嘱託職員の待遇についてお聞きしました。1 職種においては引上げを行っているとの答弁でした。自治体構造改革、集中改革プランの下、民間委託、指定管理制度、P F I や特法化など、様々な手法で自治体リストラが実施されました。行政内部では、採用抑制、人権費削減に加えて、本来、正規職員で賄うべき業務を自治体非正規職員労働者が担っています。公務を支えているのは人です。その専門性は担い手である労働者の知識・経験として蓄積されていきます。そして、職場内訓練などを通して、長期的に蓄積されていくもので、あえてこれを中断させることは税金の無駄遣いといえるのではないのでしょうか。公務の質、公共性、総合性、専門性、継続性を維持・向上させるためには、その担い手が誇りをもって安心して働き続けることができる賃金条件を保障すべきだと思います。この臨時職員、また嘱託職員についても、これからも引き続き改善をしていただきたいと思います、町長にその一言答弁をお願いします。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 議員のですね、申されんとすることはよく分かります。今後ものです、その趣旨に沿うような形で、改善に向けて努力を傾けてまいりたいと思います。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1 番（坂本 登君） 最後に、T P P 問題について、2 回目の質問をいたします。課長答弁は、当時の試算に基づいて出したものであり、芦北町の試算ではないということでした。また、町村会では協議から撤退することを決議したというふうに答弁をされました。この条約自体はたいへん危険な部分があると思われていて、農協、医師会、市民団体、いろんなところから反対の声が上がっています。その危険性は現行の交渉参加 9 か国が既に合意した条文はすべて受け入れ、9 か国が合意しない

限り、再協議は行わない。将来、ある交渉分野について、現行9か国が合意した場合、新規3か国は拒否権を有さず、その合意に従わないといけない。3つ目、交渉を打ち切る権利は9か国にあって、遅れて交渉入りした国は認められない。また、新規交渉3か国に求められる共通の条件として、包括的で質の高い協定への約束、合意済みの部分をそのまま受け入れ、議論を蒸し返さないこと。交渉の進展を遅らせないこと。このようなことが危惧されているからこそ、反対の声が上がっていると思います。

6月8日の熊日新聞には、菊池市長もTPP参加反対を言い、新聞に報道されています。この町長自身はTPP参加についてはどのように考えているかを最後に質問し、質問を終わります。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 閣僚に対する質問のような感じがいたしますけれども、医療、福祉とか、あるいは各種サービス、保険、あるいは農業がクローズアップされていますが、もちろん農業は基幹産業ですからクローズアップされますが、漁業もそうであります。漁業の港湾整備とか、あるいは漁船のその改造の補助金とか、あるいは魚価の価格の是正の措置とか、そんなものにも影響があるといわれておりまして、我々国民全般に影響があることでありますから、国はもっとしっかりして、閣僚も勉強して、覚悟をもって臨んでもらいたいと、かように思っております。

○議長（藤井公明君） これで、坂本君の質問が終わりました。

次に、平松君。

○11番（平松洋一君） おはようございます。一般質問をいたします。

我が国は、先進国でも例のない少子高齢化社会を迎えております。実は、3月28日、熊日新聞の第1面に「県人口30年で35万人減」、こういう見出しが躍りました。少子高齢化が加速ということ、そして少子高齢化は急速に進み、65歳以上の人口の割合は2025年時点で3人で1人に達し、一方では子どもや働き盛りの世代は減り、熊本市近郊と中山間地域などとの地域間格差も広がるとありました。そして、我が町は落ち込み幅が40%を超え、ワースト10に入っており、全国平均16.2%、熊本県19.3%に比べ、人口の落ち込みが急激であります。

平成23年度町勢要覧によりますと、我が町の人口減少は著しく、平成17年、旧田浦町との合併時に2万1,000人から大きく減少し、現在は1万9,000人となっております。高齢化率は33%を超えており、本年5月現在では40%近くとなり、超高齢化社会に突入しており、一方では出生も減少の一途であります。今後、芦北町の経済のみならず、社会構造そのものも危うくなることが予想されます。

そこで、今回は少子高齢化対策について質問いたします。まず、超高齢社会対策

についてであります。第1に、当然、高齢世帯、一人暮らし高齢者の増加が考えられるが、現状認識、現在の対策と今後の方針や見通しはどうか、町長にお尋ねいたします。第2に、介護を必要とする人が増加すると考えられるが、その現状と対策はどうするのか。第3に、社会保障費の増加が考えられるが、現状とその対策はどうするのか。第4に、労働人口の減少と高齢化についてどのような認識か、またその対策はどうするのか。第5に、高齢化対策課など、将来を見据えた課の設置の考えはないか。第6に、そのほか行政として超高齢社会に対し、どのような対策を考えているか。以上、町長にお尋ねいたします。

次に、少子化対策についてお尋ねいたします。人口増加には人の出生が不可欠ですが、適齢期を迎えている未婚者が結婚して初めて子どもが生まれるわけであり、第1に、その基本である結婚活動支援、いわゆる通称、婚活といっておりますが、この現状はどうなっているのか。第2に、少子化対策の現状と今後の取組はどうするのか。第3に、少子化対策課など、将来を見据えた課の設置の考えはないか。以上、町長にお尋ねし、第1回目の壇上での質問を終わります。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 平松洋一議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目ではありますが、国勢調査の数値を見ますと、高齢夫婦世帯及び高齢単身世帯は年々増加しておりまして、今後も高齢化の進展により、増加していくものと認識をしております。現在、老人保健福祉計画、介護保険事業計画に基づき、食の自立支援事業、緊急通報体制整備事業や軽度生活援助事業などを実施しているところであります。今後は、福祉や介護サービスだけでなく、身近な地域で支え合う地域福祉の考え方がますます重要になってくると思われれます。芦北町地域福祉計画に定める災害時要援護者登録制度や、地域での見守り活動などを実施して、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進したいと考えております。

次に、2点目の介護に関する御質問でございますが、ご指摘のとおり、介護を要する人は年々増加傾向にありますが、介護保険料基準額も熊本県下でも9番目に安いという水準を保っております。健全な介護保険の運営に努めております。また、本年4月1日から、グループホーム、3ユニット増床いたしまして、新たに27名の受け入れが可能となりました。今後の対策につきましては、平成24年度から26年度までの第5期芦北町老人保健福祉計画、介護保険事業計画書に沿って、サービスをより充実できるよう図ってまいります。また、これからは高齢者がいつまでも健康で長寿を全うできるように、介護予防事業を強力に推進するため、地域包括支援センター及び各介護サービス事業所との連携を図っていくこととしております。

3点目の社会保障費についてではありますが、老後の安心を確保するためには、給

付と負担のバランスがとれた国の社会保障制度の確立が重要であります。国におきましては、昨年８月に、社会保障と税の一体改革関連法が成立いたしました。少子高齢化の進展に伴い、社会保障費が増加するものと予想されますが、介護保険制度における軽度者、要支援１、２でありますけれども、これのサービス見直しが検討されるなど、社会保障費抑制傾向も見られ、今後の国の動向を注視しながら、対策を講じてまいりたいと思います。詳細につきましては、担当課長が答弁いたします。

４点目の労働人口につきましては、少子高齢化が進展する中で、１５歳以上就業者数は減少するものと推定されております。今後は就業者としての高齢者の労働力をいかに活用するかが課題となってくると考えております。国におきましては、改正、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律が施行され、高年齢者の雇用確保措置が充実される中、意欲と能力に応じて働き続けられる環境整備を進める必要があると思われまゝ。また、労働力確保につきましては、常用的な就労ばかりでなく、高齢者のライフスタイルに合わせた対応も必要でありまして、臨時的、短期的で、簡易な就業の場である芦北町シルバー人材センターの重要性を認識し、就業の場の提供とともに運営支援を行い、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現を図ってまいります。

６点目のその他行政としての対策につきましては、平成２３年度から２５年度の事業として、安否確認や相談、介護の支援者等を地域住民が自ら見守り、支え合う仕組みづくりの確立を目指すために、モデル事業として水俣芦北地域見守り活動等支援事業を実施しておりまして、この事業をさらに関係機関と一体となって進め、住民主体の地域福祉活動を推進していきたいと考えております。また、平成２５年度新規事業としまして、公共施設のユニバーサルデザイン状況調査事業を行うこととしております。これも詳細につきましては、担当課長が答弁をいたします。

続きまして、少子化対策でありますけれども、現在、芦北町次世代育成支援行動計画に基づきまして、子どもを安心して生み育てることができるようやさしいまちづくりを目指し、各種事業に取り組んでいるところであります。今後もさらなる支援の充実を図っていききたいと考えております。

以下、残余の質問につきましては、担当課長から答弁させます。以上です。

○議長（藤井公明君） 楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 御質問の中の、社会保障費の増加の対策ということの中で、医療の国民健康保険についてお答えいたします。国民健康保険につきましては、１人当たりの医療費は合併時と比較いたしますと、年々増加の傾向にございます。しかし、合併以来、国民健康保険税につきましては、税率を据え置き、適正な国保財政運営に努めているところでございます。また、後期高齢者医療につ

きまして、同じく医療費が年々増加傾向にはございますけれども、後期高齢者医療広域連合と協力し、適切な運営に努めております。なお、本年度から、健康づくり推進室を住民生活課に設置させていただき、町を挙げての健康づくり推進に取り組んでいくこととしております。

○議長（藤井公明君） 宮下福祉課長。

○福祉課長（宮下祐一君） 社会保障費の増加に関し、お答えいたします。民生費につきましては、年度によって増減はあるものの、増加傾向にありまして、合併時の平成17年度と平成23年度を決算額で比較しますと、2億900万円あまり増加をしております。主な要因としましては、国の制度の改正や本町の独自に行っております子ども医療費助成制度拡充等によるものでございます。今後、地域住民が相互に見守り、支え合う仕組みづくりを進めるとともに、軽度生活援助事業、生きがい活動支援通所事業等など、高齢者の要介護状態への移行を防止する取り組みを一層充実させていきたいというふうに考えております。

次に、超高齢社会対策として、先ほど町長から答弁がありましたユニバーサルデザイン状況調査事業につきましては、年齢、性別、障害の有無に関係なく、すべての人が生活しやすい社会をデザインする、ひいては安全で安心して暮らせるまちづくりにつなげることを目的とするものでございます。利用者側からの視点で、町内の公共施設等を利用しやすさ、使いやすさの観点から、状況調査等を行い、課題等を整理して、今後のまちづくりに活かしていきたいというふうに考えております。

次に、少子化対策の取り組みにつきまして、子育て支援策の面からお答えいたします。現在、18歳までの子ども医療費の無料化等、各種の子育て支援事業の推進を図っており、少子化対策に少なからず効果を上げているのではないかと考えているところでございます。今後は、子育てにかかる保護者の就労形態の変化などにより、子育てに関するニーズが多様化しており、安心して子どもを預けて働くことができるよう、さらなる子育て支援サービスの充実努めていきたいと考えております。なお、国におきましては、平成27年度から新たな子ども子育て支援制度が施行される予定です。本町におきましても、子ども子育て支援にかかるニーズ調査等を行い、新たな支援計画をまとめてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 吉田総務課長。

○総務課長（吉田 茂君） 高齢化対策課の設置についてでございますが、本町はこれまで芦北町行政改革大綱に基づき、効率的な行政組織づくりに向け、組織機構の見直しや職員の定員の適正化に取り組んでいるところでございますが、現在のところ、高齢化対策課の設置の考えはございません。また、少子化対策課の設置につきまし

ても、高齢化対策課の設置と同様、現在のところ、課の設置は考えておりません。
以上です。

○議長（藤井公明君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） それでは、2番目の少子化対策について、①の結婚活動支援の現状と今後の取組はどうかということでございます。これにつきまして、本事業は平成22年度より取り組んでおり、年4回の婚活イベントを開催しております。参加者は、男性は町内在住者に限り、女性は町外の方を中心に募集をいたしております。これまでに2組の成婚カップルが誕生いたしております。本年度も引き続き実施してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 平松君。

○11番（平松洋一君） それぞれ、お答えをいただきましたが、もともとですね、今回、私がこのテーマを取り上げた背景には、若干、今お答えいただいたのはニュアンスが違うなという思い、今やっておられることをですね、精一杯こうやっていますというお答えをいただきましたが、そのニュアンスがちょっと若干違います。熊日新聞でですね、こういう記事が掲載をされました。それで、芦北町の人口が1万9,316人、これは国勢調査ですから、ほぼ間違いないだろうと思いますが、これが30年後にですね、1万1,268名になるという記事でございます。58.3%、結局かなり4割以上減るということです。それで、あさぎり町、熊本市下市町村出ていますから、あさぎり町を例に見ますと、1万6,638名、今現在、町民がおりますが、これが1万1,850ということで、ここよりも芦北は減ると。なぜだろうということですね、これは少子高齢化が芦北の場合はですね、この後、急激に進んでいくなということ、一議員として心配したものですから、こういう少子化問題と超高齢化社会をテーマとして取り上げたわけでございます。これは65歳以上、7%で高齢化社会と一般にいうそうです。14%で高齢社会、21%以上で超高齢社会。ですから、もうとうに超高齢社会に入ってしまったということですが、今後ますますそれに拍車がかかるということなんですよ。

これを私がですね、これは厚生省の推計ですが、どういう分析なのかと思って、一応調べてみたんですけど、厚生労働省の国立社会保障人口問題研究所、ここで、じゃあこれはどうなのかということをお尋ねしましたが、インターネットで出てきますから、これはですね、人口動態、結局、人口の減少というのは出生、死亡、人口の移動ですね、これだけですから。人が増える、子どもが非常に生まれるということと、人口がどこからか入って来るということであればですね、人口は増えて、高齢化率も比率としては良くなるわけですよ。ただ、芦北町の場合は急激に減りま

す。これは、もう一つ、その分析の裏をですね、この熊日新聞に載ったのは、この数字はですね、人口動態を含んでおりますという数字です。人口、出ていったり、入ってきたり、出生をしたり、死んだり、そういうトータルを含んでこの数字なんですよということなんですよ。

だから、じゃあそのデータとなっている推計のですね、あさぎり町と芦北町が、なぜこんな違うのかということと比較をしてみました。熊本県下ですね、逆に30年後に増える町村があります、この新聞記事で。合志、大津、菊陽、西原、これ4つは増えていきます。もちろん熊本市周辺ですから、住居圏としてですね、恐らく増えていくんだろうと思いますが、その中身をですね、若干分析してみたんですよ。人口異動率を加味した数字がこの新聞の数字ですね、これは急激に減りますと。じゃあ人口の異動をですね、加味しない場合にどうなるのかということ、この芦北町はですね、異動がなかった場合は1万3,299、数段多いんですよ。じゃあどうなのかということ、異動、これがですね、非常に多いんです。15歳から、結局先ほど町長が返答されましたね、就業労働人口を増やしたいと。ここの部分がですね、2010年から15年までで、これは17%、20歳から24歳、35%減っています。だから、ここの若年層がですね、芦北から流動していると、よそに。このデータがこの裏の数字でですね、これはインターネットで調べられれば分かりますから、取ってみてください。私はそれを見ましたらですね、もう転出がですね、これだけおったら、これは人口は減るわと。それで、残った人は高齢者だけという形になります。

もちろん今さっき説明、お答えをいただきましたが、これはですね、当然、事後対策ですから、絶対必要なことですね。ただ、私が今日テーマに挙げたいのは、いかにして人口をですね、減らさずに、芦北町が元気でですね、やっぱり将来とも豊かな暮らしをしていただくかということの考えでしたので、このデータを挙げたんですが。考えますと、一番働き盛りの20歳から24歳が35%ぐらい減ります。これはずっと続くんですよ。2015年から20年で24%、それから12%だから、36%以上減りますね。もう毎年毎年5年ごとに減っていきます。だから、この背景をですね、やっぱりゆっくり研究しないといけないと。やってます、やってますと言うけどですね、私は今日は、ここにあんまり突っ込んでもですね、これはしょうがありませんけれども、やはりどうなのかと。例えば、自分のところで生まれた人ですから、自分ところで、ふるさとで暮らしたいというのは精一杯だと思うんですが、職がないと、なれば、これは生活のためにはですね、転職あるいは出ていきますよね。当然なことです。そこらへんはですね、じっくり考えていくべきではないかなということで、今日テーマに挙げておりますが、まず一つずつですね、

ちょっと答えをいただきましたので、さっきですね、一人暮らしが増えるだろうということで、それぞれさっき町長のお答えの中にですね、これも見せてもらいました。非常に良いことですね、立派な冊子が出来ておりますし、第二次の芦北町地域福祉計画、それから福祉活動計画、その中にももうこれをやっていけばですね、もう事後対策としては十分だなと思いますが、まだまだですね、私が、一人暮らしがですね、どうすれば安心して暮らせるかという、やっぱり地域が支え合わにゃいかんとですけど、やっぱりもう1点ですね、お年寄りが介護、どこか施設に入っている人は別ですけど、お年寄りが自分の家で暮らしたいという願望はあるんですよ。健康なうちはですね、一人ではあっても自分の家で暮らしたいと、あるんです。

だから、これをいろいろ見ておりましたらですね、こういうアイデアがありましたね。こんなことができたなら、あったらのアイデアと、地区の人からそれぞれ出ておりますが、これ冊子ありますか。これはいくつか対策は取られましたか。こんなことがあったら、ちょっと読ませていただきますと、抜粋して言いますけどね。ひとり暮らしの高齢者宅の目印ですね、黄色い旗とか何かあるじゃないですか。テレビでも一回出てました。そういうものとか、各班での見守りとかですね、いろいろ書いてあります。何十項目か書いてありますが、こういうことが地域として大事じゃないかなと思うわけですね。だから、今まで福祉活動をやり、非常にやってありますけど、まず事後対策のほうとしてはですね、一つはインターネット等で調べておりましたら、良いアイデアはあるなあというふうに思いましたらですね、こういうものがありましたね。一つはキット、これは一人暮らしだからですね、いつ何時倒れたり、病気したりするか分からないじゃないですか。救急隊員が駆けつけたら、そういうときにですね、キットの中に医療情報を詰め込んでおくと。血液型とか、電話番号とか、あるいはかかりつけの医療機関とかですね、病院名とか、診療科目とか、担当医、緊急連絡先とかですね、今何の薬を飲んでいるとか、診察券とか、そういう諸々をですね、詰め込むそのキットなんですね。これを一人暮らしにあてがうということも載ってますね。やっぱり地域地域でされてます。それから、ペンダントというか、緊急通報システムですね、年輩の方が下げている。下げて何かあったら、押したら駆けつけるようなシステムですね、そういう通報システム。こういうものとか、あるいはシルバーカーとかですね、いろんな対策があるみたいですね。だから、一人暮らしが増えるぞ、これは確実に増えますから、そういう対策にはですね、是非町も負担していただいて、そういう良いアイデアがあったら、これは一人暮らしにやろうとか、町の予算もですね、そういうのに組んでいただいて、是非していただきたいと思います。今までされていることに対してですね、私は毛頭これは駄目だとかいう気持ちはありませんが、そういうアイデアをですね、

是非、今後出していただきたい、一人暮らしの人については。ということで、もう1番目の問題は終わりたいと思います。これについて、町長のお答えをですね、今アイデアをちょっと言いましたけれども、こういうお考えはどうでしょうか。

○議長（藤井公明君） 平松君。質問がですね、漠然として、大局的になっておりますから、一つ一つですね、具体的に質問するなりしませんと、執行部はですね、非常に答弁がしにくいのですので、せっかくここにですね、要旨、それから質問内容とありますから、これに基づいて質問してください。

竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） そういう御要望とか、工夫された結果のアイデアとかですね、それはもう取り入れることができるものは積極的に導入してまいりたいと思います。

それとですね、合志とか菊陽とか西原村、人口が増えよるということですが、この首長に聞いてみました。そしたら、こういう回答でした。自分は何もせんとに増えよつとやもんなということでございました。それとですね、あさぎり町と比較されておりますが、もっとうちよりすごいところもあるわけでありまして、何かさも悲観的なですね、この結論を導くような対象をですね、持ち出しておられますので、まあもう少しなべて、平準化した中でですね、御検討いただければと思います。

今世紀半ばには、今の国の人口は8,000万人台になるといわれております。国も減ります、熊本県もずっと減少しつつあります。芦北町を取りまく周辺の自治体も全部減りつつあります。少子高齢化の傾向、向こう100年は減り続けるという人もおります。これはですね、国家的命題なんですね。国家的な命題であります。その証拠に、国会でもこの少子高齢化問題はいつも指摘され、そして問題になっておるわけありますので、我が町でできることは精一杯やっていきたいというですね、その思い、事後対策、そして現状対策、将来に向けての計画、構想、そんなものはですね、当然のこととしてやっていきたいと思っております。現状認識につきましてはですね、平松議員と同じく、共有をしております。ただ、願わくば、こうしたらいいんじゃないかという御提案をいただきますと有難いんです。よろしくお願いします。

○議長（藤井公明君） 平松君。

○11番（平松洋一君） じゃあかいつまんで、1番から今質問していきますけど、この1番の問題でですね、先ほど最後に申しました。一人暮らしが増えるということですから、キットとか、あるいは通報システムとかですね、あるいはシルバーカーとかあると思いますが、そういう諸々についてのお考え、どうでしょうか。

○議長（藤井公明君） 宮下福祉課長。

○福祉課長（宮下祐一君） それでは、私のほうからお答えいたします。

先ほど示されました第二次の芦北町地域福祉計画、活動計画、こちらのほうにも載っておりますけれども、この策定にあたりましては、実態把握の調査を行っております。その中で出ておりましたのが、不安感とか、孤立感とか、そういったものが多かったわけでありましてですね、それに基づきまして、今この地域福祉計画の基本目標の一つに、町民の支え合いによるまちづくりというのを挙げております。具体的には、町単独事業で先ほど申されました安否確認等の緊急通報体制整備事業、これはもう既に行っておりまして、65歳以上の一人暮らし高齢者等の急病や、災害時の対応ということで、こちらのほうは安否確認と月2回ですね、お元気コールというような形でですね、行っております。24時間体制でやっているということでございます。そのほかにも日常の食事づくりにつきましてもですね、要望があったと。不安に思っているということで、こちらのほうにつきましては、食の自立支援事業というのを取り組んでおります。先ほど町長からもお話がありましたけれども、今後につきましてはですね、住民同士の見守り支え合う仕組みづくりというのを重点的に取り組んでいきたいというふうに思っております。また、災害時につきましては、災害時の要援護者支援制度というのが取組をされております。そういったところで、総合的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（藤井公明君） 平松君。

○11番（平松洋一君） この1番の問題は、現状、事後対策になりますけど、今後増えていきますので、十分なですね、行政としての対応をこれはお願いしておきたいというふうに思います。

それから、介護関係でですね、若干、社会福祉協議会活動とかですね、いろいろございます。私は、これも1番と一緒に、年を取ってくれば、病気をする、身体も弱くなって、施設に入らにゃいかんごつなってくる、そういう諸々も出てきます。そこでですね、社会福祉協議会以外の社会福祉法人、いろいろあります。特別養護老人ホーム、老人ホーム、老人保健施設、救護施設、グループホーム、デイサービス、デイケアサービス、ホームヘルパーなどなどですね、結構あります。こういう諸々の、全部資格が要るわけですね。そして交替で、そして夜勤勤務もある、土日ない、そして正月だからというわけにもいかん、そういう方々とのですね、そういう介護関係いっぱい広い中でですね、一番一生懸命頑張ってもらう中核ですから、この方々の介護関係職員の待遇改善は、不平不満とか、そういうものはありませんか。

○議長（藤井公明君） 楠原住民生活課長。答弁は簡潔に求めます。

○住民生活課長（楠原清照君） そのようなことは、担当課のほうに申し出等の話を聞

き及んでおりません。

○議長（藤井公明君） 平松君。

○11番（平松洋一君） じゃあ職員関係の待遇改善については、もう十分だということ
とで認識してよろしいんですか。全然問題ないということですかね。ちょっとです
ね、協議会の職員と、それから一般の職員との差とか、そういうのはないですか。
手当とか、そういうのは関係ないですか。

○議長（藤井公明君） 楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 現在のところ、把握しておりません。

○議長（藤井公明君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 介護関係はですね、非常にもう多岐にわたっておりまして、
今現在もやっておりますので、中身についてはですね、私たちもこれは職員の方
々に頭の下がる思いでおりますが、働きやすい環境をですね、是非、今後ともで
すね、今ないということであれば、今後とも引き続いて、そういう待遇改善なり、
働きやすい職員の立場をですね、考えていただきたいというふうに、介護関係では
お願いをしておきます。

それから、時間があと10分少々ですから、3番の問題はですね、これはもう先
ほどお答えいただきましたが、当然増えていくということで認識をします。

4番の問題が、労働人口の減少と高齢化についての問題で、先ほど若干触れまし
たが、やはり若年層が減っていくというところにですね、どうも課題があるという
ふうに思います。ですから、当然、今のままにしたら、この新聞の数字は何を
基礎に出されたんですかという、この研究所に確認をしました。これはですね、平
成17年、そして5年おきに行われる、22年、この国勢調査の人口ですね、人口
動態、中身、そういうものを加味しておりますということでですね、そこから減少
したり、増えたりということで出されているわけでありまして、やっぱりこれを見
ますとですね、先ほど言いましたが、若年層がですね、減るというのは、非常にや
っぱり問題かなというふうに思います。これは仕事がないということだという、第
1番目に。第2番目にですね、仕事というと全部ですから、その中でもピックアップ
するとですね、第一次産業というのがこの芦北の地域では、もうなくてはならな
い産業だと思うんですけど、中でもですね、前は日本一といわれた柑橘産業も衰退
をしまして、現在では後継者もいないということを状況に見ますと、非常にですね、
危惧をしております。今、17年で、この町勢要覧によりますと、失業者がですね、
536名載っています、この町勢要覧の中に、失業者、536名。現在、どのくら
い失業者はおられますか。ちょっとお尋ねします。

○議長（藤井公明君） 平松君。質問要旨の中にですね、具体的に質問事項としてうた

ってなからんと、答弁の準備は執行部はしてないんですよ。ですから、質問事項、質問要旨ということをきちんと明確に出すように言っておりますが、この中にそういう質問の内容は入ってませんから、その答弁準備ができとるか分かりません。平松君。

○11番（平松洋一君） 分かりました。

これはもう労働人口の減少と高齢化というテーマを出しておりましたので、当然、このへんは関係をする部分だと思ってしましたが、まだ準備できてないということでございますが、これは恐らくですね、17年で536名ですから、恐らくこれは大きく減少したということはないんじゃないかなというふうに推測をされます。ただ、今度は農業関係もですね、平成7年に1万人を超えてた農家人口が、22年4,000人ですね、激減していますね、この芦北町。農業就業人口を見ると、これも激減して22年でこの数字でですね、1,700人ですから、かなり激減。結局、農業の職場が減少したということになってしまうと思うんですよ。だから、商業関係も漁業関係も一緒だと思います。後継者も恐らく、もし後で分かれば、後継者関係もですね、答えていただきたいと思います。これ新聞に載っておりますね。6月3日の新聞ですね。これ林田議員も載っておりますけど、やっぱり商店街のですね、非常に活性化への連携も模索しておられる、そういうのが出おりますが。いわゆる一次産業がですね、かなり減ったと、衰退したんじゃないかということと、商業とかそういう諸々も衰退しているという、こういう環境の改善を図るのが一番ですね、この4番の労働人口の減少と高齢化については一番大事じゃないかなということだと思っております。なぜ5番のですね、高齢化対策課をですね、テーマとして挙げたかということ、そこらへんをですね、もうこのままではですね、どんどんどんどん減っていくと。だから、どうすれば残って、あるいはIターンとかUターンとかですね、またふるさとに帰ってきて、住める芦北町をつくっていくのかということです。ここまでこの新聞の記事だけ見るとですね、これは過去5年間の町勢の結果も、出ていくし、このままではこの推計がそのまま来ますので、ここでブレーキを掛けて、子どもを結婚させて、是非、子どもをつくってもらって、そしてお年寄りはお年寄りで頑張ってもらって、年輩の方の、60歳から70歳代ぐらいは働けるうちはですね、一生懸命何か仕事を与えて働いていただくという、そういう環境づくりをするためにも、これは一長一短にはいきませんが、そういう課をつくることによってですね、そこのテーマとして考えていけるんじゃないかということで、その課をですね、設置したらどうかと、将来を見越して、考え方を言ったんですが、再度、お尋ねします。吉田課長、また再度、そういう考え方はないんでしょうかね、課の設置。

○議長（藤井公明君） 吉田総務課長。

○総務課長（吉田 茂君） 課の設置でございますがですね、高齢者に関するものでは、平成20年4月に高齢者対策課の業務を、福祉課及び住民生活課へ事務分担したところでございます。高齢者対策課の高齢者福祉に関することを福祉課へ、介護保険に関することを住民生活課へ事務の分担をしております。福祉課におきましては、社会福祉、児童家庭福祉、障害者福祉に高齢化対策課の高齢者福祉の業務を加え、町民にかかる福祉全般の業務を福祉課に集約を図ったところであります。住民生活課におきましては、国民健康保険業務に加え、高齢者対策課の介護保険業務、さらに同時期に始まりました後期高齢者医療制度業務を加え、保険業務等にかかる業務の集約化を図っております。高齢化、多様化する住民ニーズに対応するために、専門的な分野の対策を講じ、総合的に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 今、お答えいただきましたが、恐らく福祉課のこの町政のですね、組織図の中には、福祉課の中にその一部分として載っていますので、福祉課の方、多岐にわたって大変だと思いますが、本当はそこから切り離して、そしてこれを中心にですね、やっぱり考えていただきたいということを、またこれはお願いをしておきたいと思います。

時間がありませんので、少子化対策についてお尋ねいたします。これも新聞記事に載っていましたね。6月7日、「少子化対策待ったなし」と、「出生率1.41」、こういう記事、全国的な課題でございますので、うちだけじゃないといえばそれまでですが、やはりさっき婚活をですね、22年からやっているとありましたが、今、2組成立したと言われましたけれども、参加人員とか、そういう詳細、ちょっと分かったら教えてください。

○議長（藤井公明君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 婚活事業につきましては、年に4回実施をいたしておりますが、1回目ですね、だいたい男女それぞれ20名程度募集いたしまして、参加者が平均15名ですね、男女15名程度が参加をしていただいております。その後、2回目につきましては、それぞれ10名程度募集するというような方法でやっております、この場合にはですね、だいたい7、8名の方が御参加をいただいているというような状況でございます。そういったことで、年4回、20名ずつを2回、10名ずつを2回ということで実施をいたしております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 婚活の現状及び取組について、今お答えいただきましたけれども、やはりこの子育て問題はですね、子どもが生まれれば、あと保育、ずっとされていますので、この次世代育成支援行動計画、こういうものを作成されておりますから、これで生まれさえすればいいと思いますけど、精一杯また婚活のほうもですね、頑張っていたきたいと思います。

もう時間がありませんから、もう質問がですね、できませんけれども、やはりこれは最後にですね、すみません、もう時間があと2分しかありませんから、もう答弁をやりとりしてもあれだと思えます。

○議長（藤井公明君） 平松君。質問は30分ですけど、答弁は求めていいんですよ。

○11番（平松洋一君） 最後にですね、町長にですね、この少子高齢化対策の総括的な意気込みといいますかね、将来、今現状の対策じゃなくて、今後に向けての対応、対策をですね、町長の意気込みをお聞かせいただきたいなあと思えます。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） この少子高齢化問題は、先ほど国家的命題であると申し上げました。やはり、国はですね、やはり均衡ある国土の発展を基本理念としておるわけですが、実際の政策は違うんですね。ですから、先進諸国、ヨーロッパ等を見ますと、農工並進型のまちづくり、あるいは都市づくりをやっております。工業と農業がきちっとそこに並存しておるという政策でありますけれども、その国家的な政策がですね、基本的に我が国は間違っと思ったというふうに、私は思っております。そういう中で、地方が今あえいでいるというのが現状であります。私どもも精一杯の少子高齢化対策を取りながらですね、減少率のいわゆる減速に向かって努めてまいりたいというふうに思えます。

○議長（藤井公明君） 平松君。

○11番（平松洋一君） ありがとうございました。

意気込みは伺いましたけれども、さっきもちょっとくどいですが、出生をですね、高めるということと、出生率を上げるということと、死亡率を減らすということと、あとはもう人口の流出をですね、防ぐ、これしか、あるいはIターンで都会から入って来る、これしかありませんので、また精一杯、これについては頑張っていたきたいと思います。

最後にですね、これはもう超高齢社会問題というのは、少子化とセットでございます。単に人口構造が変わるということじゃなくて、産業構造やですね、生活基盤のあり方、引いては自治体の存亡に関わってくる問題でもあると思います。例えば、町の産業計画、農業、林業、水産業、土木、商業などなど、あるいは教育分野にもですね、大きく影響してきます。広範な行政分野に及びますので、自治体全体でこ

れは取り組む課題でございます。是非ですね、少子高齢化は基本の部門ですので、総合的な政策課題として捉え、推進していく、このことを切に町長にお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（藤井公明君） これで、平松君の質問が終わりました。

ここで昼食のため暫時休憩し、午後１時から開会します。

-----○-----

休憩 午前 11時38分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（藤井公明君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、川尻君。

○12番（川尻成美君） 午後からの質問になります。

それでは、私は、今定例会において、2つの問題について質問します。

1つは、食の安全対策について、2つに、工事指名審査会のあり方についてであります。

まず、食の安全対策についての質問であります。5月8日の読売新聞朝刊によると、県は5日、県立あしきた青少年の家を4月26日から29日に利用した3グループ、73人が、腹痛、下痢など、食中毒症状を訴え、同施設を5日から2日間、営業停止処分にしたという報道をしております。そこで、質問の第1点は、この施設の食堂部門を受託している有限会社あしきたマリンサービスが営業しており、町が大半の出資者であり、年間4,200万円以上の受託料を支払っております。当然、今回の食中毒事件について、その実態の報告は受けていると考えられますので、その実態を明らかにしていただきたいのであります。その報告を受け、本町として、町民の食の安全確保に対する対応策について、具体的にどのような対策をしてきているのか、2点目の質問です。また、町直営の食を提供する施設や、指定管理者契約の施設等多数あり、この季節、食中毒の発生しやすい時期でもあり、早急に指示されたと考えますので、質問をするわけであります。

次に、2つの質問に、本町工事入札指名審査会のあり方について、主に審査会会長であります藤崎副町長に質問し、答弁を求めます。3月定例会のこのことに関する一般質問の会議録を熟読してみました。当時の総務課長の答弁によると、入札業者の資格審査は、各業者、2年に1回、競争入札参加資格審査申請の提出を求め、それを審査している。また、その審査の項目は、営業項目の状況、希望する工種、工種ごとの平均売上高、等級別技術者、施工実績、法人の場合は登記簿の履歴事項確認、納税状況等を審査して、いずれも正当であり、すべての申請された業者につ

いて問題はないと断言されております。当然、審査会会長も同席され、審査されておりますので、2年に1回の本町の工事入札参加資格審査格付要綱に基づいた審査は、いつの審査のことであったのか質問します。

2点目は、工事入札指名審査会規則4条に、審査会は必要に応じて会長が招集するとあるので、ここ数年、いわゆる通告しております年度ごとの審査会が開催された具体的内容を明らかにしていただきたいのであります。

3点目は、町長及び審査会のメンバーとして、地方自治法第92条の2をどう理解、認識して、審査に当たられているのか答弁を求めます。

以上、2つの問題について質問しますが、町民、いや人間の生命に対する食の安全対策であります。また、公正公平、適評適正な行政が政治の基本であります。明解な答弁を求めて、1回目の質問を終わります。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 川尻議員にお答えをいたします。

食の安全対策についてでございます。御指摘されました件につきましては、発生直後から報告を受けております。日頃から食中毒に関しましては、事故が起きないように心がけていただけない、誠に遺憾に思っております。なお、町関連の施設に対し、食中毒の注意喚起を速やかに行ったところであります。具体的な対応につきましては、担当課長から答弁させます。

続きまして、工事指名審査会のあり方についてであります。入札業者の資格審査と、指名審査会の開催された具体的内容につきましては、事務的なこととなりますので、総務課長、そして3点目の地方自治法92条の2に関することにつきましては、副町長から、それぞれ答弁させます。

○議長（藤井公明君） 楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 町民の食の安全確保対策にかかります住民生活課の対応といたしましては、熊本県から食中毒注意報の発令がございますと、直ちに町民の皆さまに対しまして、調理や食事の際に注意するよう、防災行政無線により放送を行っているところでございます。昨年におきましては、7月に2回、8月に1回、放送を行っております。また、町だより、広報紙においても注意喚起を随時行っております。

○議長（藤井公明君） 吉田総務課長。

○総務課長（吉田 茂君） 当時の総務課長が答弁している審査のことでございます。

資格審査につきましては、希望する業種と営業許可の状況、希望工種ごとの平均売上高、希望工種ごとの技術者数、税の未納がない等の審査を提出されることに、総務課で行っています。このことから、当時の総務課長が問題ないとの答弁であった

と思います。なお、最近の審査につきましては、県内の建設業者を対象に、本年1月7日から2月15日までに申請があった分の審査でございます。

次に、審査会が開催された具体的内容でございます。年度当初、第1回の開催時には、その年度の町内業者の格付けを行います。平成22年度は格付け1回、設計が500万円以上の指名審査14回の計15回、平成23年度は格付け1回、設計が500万円以上の審査18回の計19回、平成24年度は格付けと設計額500万円以上17回、談合情報1件、2回の計19回開催しております。

以上です。

○議長（藤井公明君） 藤崎副町長。

○副町長（藤崎正司君） 町長及び審査会のメンバーは、地方自治法第92条の2をどのように理解し、認識して、審査にあたっているかにつきましては、指名審査委員会長をしておりますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

自治法第92条の2は、地方公共団体の請負関連私企業への当該町議員の就職の制限を規定しているものだと思っております。それを踏まえた中で、指名審査会の指名審査のあり方についての御質問かと思いますが、審査会といたしましては、兼業の禁止については、個人の議員としての資格に関する問題であって、会社にとっては直接何ら関係ない問題であり、また議員の資格に関する問題については、議会が判断すべきものであり、指名審査会があらかじめ何らかの判断を示すことは好ましくないと考えております。従いまして、指名審査会としましては、自治法第92条の2の規定に該当する恐れがあるということを理由として、関係会社を指名対象外とすることは考えていないところでございます。なお、兼業禁止の問題が生ずる恐れがある旨の話をしておくことは差し支えないと考えております。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、食の安全対策についてのほうからいきます。今、私は、具体的にどういう、いつにどういう報告をされたのかなというふうにお聞きをしておったわけですが、要するに、まずそういう症状が現われたら、保健所のほうに多分依頼をして、その食材の検査等を行われておると思いますが、いつにどのような形で町には報告があったのか、それを具体的に教えてもらいたいと思います。まず、それからお願いします。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 冒頭の部分は、私から答弁させていただきます。食中毒発生の恐れがあるということを保健所から指摘されて、その直後に私に電話でまずは通知がありました。その後、幾度となく、直接、代表者から、あるいは関係職員から中間報告、そしてまた今後の対策等について、報告並びに協議をしておるところでござ

ざいます。

○議長（藤井公明君） 山元商工観光課長。

○商工観光課長（山元信作君） 各機関への連絡ですけれども、社会教育課より健康危機管理課へ電話連絡を入れてあります。その後、健康危機管理課より水俣保健所への連絡が入っております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） これは事業についてはですね、14日の日に報告があらうかというふうに思いますので、しかしながら、直接あせろ、こうせろというのは、なかなか町としてはですね、もう受託しておりますので、言われなと思いますけれども、大半が先ほど申し上げましたように、芦北町が出資した第三セクター的なものでございますが、その一部を受託しておりまして、2年ぐらい前から入札のほうで、一時がものづくりネット・三勢共同体というところが受託して、それをまた有限会社マリンサービスが下請けをしているということで理解して、今もそのようなことでやっておられるわけですかね。

○議長（藤井公明君） 山元商工観光課長。

○商工観光課長（山元信作君） ひとつくりくまもとネット・三勢共同体という名称で、ここが指定管理者を受けておりまして、そこからの委託を受けているわけでございます。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 町長の行政報告によりますと、5月24日に、町長室の隣の応接室で株主総会がっておりますね。そこでいろいろまたそのことには触れられたと思いますけれども、こういう経路についてもありますし、特にこの新聞報道によりますと、野菜に付いた菌が食中毒の原因かというふうに書いてありますけれども、その点、いかがな報告であったんですかね。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 御指摘のように、生野菜からということではありますが、感染経路については、未だもって不明であります。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） これは政策論議じゃなくて、実態を今お聞きするわけでありまして、はっきり言いまして、やっぱり給食センターも新しいのが出来ましたし、直接、食の安全には関わりがありますし、直接、お客さまにレストラン的に、町が運営しているヘルシーパーク等はそうだというふうに思いますし、指定管理者では御立岬の温泉とか、たばくまんですかね、そういうところもありますし、その施

設の管理者等に対しての指導というのは、どういうふうな指導をされたんでしょうか。

○議長（藤井公明君） 山元商工観光課長。

○商工観光課長（山元信作君） 5月2日に判明しまして、商工観光課が担当しております、今の申されましたとおり、直ちに御立岬、物産館、大野温泉センター、ヘルシーパークあしきたへ、食中毒の予防徹底と注意喚起を行ったところでございます。以上です。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） これについてはですね、それぞれがそこに配属された従業員といいますか、方の衛生管理等をまた徹底してやらないとですね、いけないというふうに思いますので、そういうふうに的確な指導をされたと思いますので、多くはもう語りませんけれども、そういうことがないように定期的にやはり巡回なり、特に直営の場合はそういうのが要るんじゃないかなというふうに思いますので、遺漏なきようにやっていただきたいというふうに思っております。

また、報告が14日にありますので、後で気づいた点は、またそのときに質疑をしたいというふうに思っております。第1の問題は終わりますが、次に第2の問題、これもやはり実態を、どうなっておるのか確認のための質問でありますので、これは兼業禁止に絡むことでありますので、今16名おる中に、会社経営で代表取締役は、私は4名、私を含めて4名だというふうに思います。町の工事を請け負っている、私請け負っていないのは、指名願とか出さずにしとるのは私だけだと思いますけれども、それは仕事ですので、兼業禁止にならない程度なら、請負は法人的であれば叶うわけですが、今、副町長が兼業禁止という点に対してどうこうということと言えないというような見解でございましたけれども、その審査がですね、明確に審査をしておればですよ、92条の2に書いてありますように、町の請負をするのに、法人であれば取締役監査、あるいは支配人とか、する者は「主として」が入っておりますので、その点は多分私は工事入札のときにですね、その業者がですよ、議員が代表を務める業者が売上とか調べた場合ですね、分かるはずだと私は思うんですけれども、それは分からないわけですか、それともクリアしとれば知らぬ存ぜぬなんでしょうか、いかがですか。

○議長（藤井公明君） 藤崎副町長。

○副町長（藤崎正司君） 今ですね、川尻議員さんが、もう条文の内容は十分熟知しておられるということで、条文の中にですね、「主として同一の行為をする法人」というのがあります。このことのお尋ねかと思っておりますけれども、御承知のようにですね、行政実例等を見ますとですね、こういうことが書いてございます。「最近の決

算書により判断して、団体等に対する請負額が50%以上を占めるような場合は、明らかに法に該当するものと解される」というのが一つの行政実例でございまして、これに基づいてですね、指名審査会が、その一企業ですね、年間の占める売上、町側では請負額は分かるわけでございますけれども、その指名する段階においてですね、そこまでは分からないし、また先ほど申しましたようにですね、そういうのを判断するのはやはり指名審査会としては控えるべきじゃないかというふうな考え方でございます。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 私はどうも違うような感じがいたしますけれども、書類を審査するわけでしょう。書類を。はっきり言って、履歴。当然もう代表取締役、役員、あるいは取締役あるわけですが、それはもう当然調べられますし、いわゆる指名願を出すときには、経営規模等評価結果通知書というのがありまして、その経営事項審査結果通知書というのが2年平均で出ますよね。これにもう平均の売上高、業種ごとに書いてあります。それが主として町の請負の中でですね、50%というのは必然的に分かるはずですよ。要するに工事入札するときには、入札資格をして入札するわけですから。工事を契約するときにも、それなりのことがあると思うんですけども、私はそれが、私はですね、議員の会社を責めるんじゃないくて、そういうあり方があって、犠牲になるのが知らなかったという、ちょっと無知であったということで、議員がですね、ややもすればですね、そういうふうに増える、抵触する可能性に無きにしも非ずなんですよね。だから、審査会がもうちょっとこの兼業禁止については、しっかりしておかないといけないんじゃないかというふうに、その役割をですね、私は今問うわけですよ。業者がどうのこうのということじゃなくて、そこまでしとかんといかんわけですよ。私は、そこは分かるはずですので、例えばですよ、例を挙げますが、年間、2年平均の2,000万円売上をしないと。今度、その年度内に1年間に1本で2,000万円の工事を契約したと。100%でしょう、これ。100%と理解していいでしょう。何も提出する書類なんかなくても、それは町長、どういう見解を思われますか。一応、副町長の後に、なら町長お答えいただけないでしょうか。

○議長（藤井公明君） 藤崎副町長。

○副町長（藤崎正司君） 先ほどから言っておりますようにですね、川尻議員のお尋ねの第92条の2は、地方公共団体の請負関連企業への当該町議会議員の就職の制限を規定しているものでございましてですね、ただいま言われる意味も分からないわけでございますけれども、先ほど川尻議員さんのほうから、議会の中に4人ほどいると、そのうち自分は請負の申請をしてない、3人おるという話もございましたけ

れども、それを指名審査会がですね、個別にですね、それぞれ審査するというのはですね、これは指名審査会の趣旨に反しているというふうに考えております。我々の考え方としましては、町で発注します工事に対しまして、その企業がですね、業績、能力があるか、こういう観点から審査をいたしているところでございますので、そのへん御理解方、お願いしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） それではですね、一つの例を申し上げます。これは事実ですけども、鹿児島県の肝付町という町がありますけれども、平成23年度にですね、この資格審査要求という形でですね、提出されておりますよね。これはですね、2つ、議員の請負にはありまして、個人の商法取引のやつと、請負という形の2つがありまして、これは我が町には抵触しないんですけども、商法の車のリース契約でありまして、それが反復にあたる。これはちょっと悪質なんですけれども、会社もですね、個人なのに何々商会という形で確認だけで契約もしてあったというようなことですね、これは資格無しでですね、辞職。不服申立てをして、県に出してしたんですけども、それも駄目ということで、ちゃんと報告書がここに出ているんですよ。そしてまた、そこで議員の身分に関わることだから、慎重にやろうということで、その次の月にですね、これは9月に発覚しましたので、10月には調査委員会をですね、常任委員会ですね、合同の総務文教と合同委員会を開いてですね、その結果をちゃんと報告してあります。議会だよりですので、インターネットで調べてですね、事例ありますけれどもですね、こういう意見が出ているんですよ。やはり適切な事務処理が確認されたところ等がですね、やっぱり不適切というような事務処理が確認されたという執行部の怠慢をやっぱり指摘してあるんですよ、議会で。そういうことですね、これは後で見てもらえればですね、いいんですけども、悪いとか良いとかは後の問題ですけども、こういう事例がありますのでですね、真摯にやっぱり聞いてですね、遺漏なき法でやってもらわんと、私は今後ですね、大きな問題になるんじゃないかなというふうに思っております。町長も3月議会の答弁でですね、議会が判断することということで言われましたけれども、判断の前の指名審査会というのがあるわけですので、そのほうもですね、一応それを万全にして、そして後はもう地方自治法ですから、議会が最終決断をしますので、資格決定要求等を出せばですね、はっきり言って、議長が調査特別委員会を発足するわけですので、それでもう判断はできるわけですけども、私たちは議員のこのことについては、全然関係ありませんよというようなことには、私はならないんじゃないかというふうに考えます。町長、いかがでしょうか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

資格決定要求書というのを出せば、すぐできるわけですけども、なかなかですね、同職の人間を裁くわけですのでですね、そこは性急にはいたしませんけれども、今の副町長等の答弁を、またしっかり会議録でも反訳してから、また判断をして、けじめを付けるときには、けじめを付けなければいけないんじゃないかというふうに申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（藤井公明君） 川尻君。議長の私は、正式には聞いておりませんので。ですから、この議場でその議長の発言をすることは撤回してください。

○12番（川尻成美君） 今のことは、内輪の話でございましたので、撤回し、後で正式に議長に申し上げます。

○議長（藤井公明君） これで、川尻君の質問が終わりました。
次に、宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） 議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

我が国は、少子高齢化が急速に進み、地方から若者や子どもの姿が消え、特に地方の農村地帯は耕作放棄地も増えています。この状態が続けば、人口も都市に一極集中し、食の安全に不可欠な国民の財産ともいえる日本の原風景も風前のともし火であり、それを食い止めることは社会の大きな課題であります。

我が町も、各種の町おこしグループの方々が頑張っておられ、それに応えて行政も活力あるまちづくりを第一の課題として日々、精励、努力されていると察しています。

そこで、町おこしという観点から農業を考えたときに、田浦町時代の~~田~~甘夏は全国屈指の成功例だったと思います。その後、国民の生活水準も上がり、食品も豊かになったため、皮が剥きやすく、より甘いという消費者の嗜好の変化に対応すべくデコポンを生産しはじめ、早25年が経過いたしました。その間、ハウスリース事業とともに、施設栽培が急速に拡大し、JAあしきた管内で加温15ha、無加温屋根掛け35.5ha、露地219ha、合計270haの一大産地になっています。総面積では宇城の316haに遅れをとっていますが、早出し用の加温栽培を比べてみれば、芦北15ha、宇城3ha、天草3.5ha、本渡7ha、そのほかの産地を合計して12haと、断トツの1位であり、県全体の36.6%を占めるまでになっていて、いかに芦北の農家が県全体のデコポンの価格をリードしているか、また頑張っているかが伺えます。ほかの産地も最初のほうは多かったわけですけど、いろんな災害やらで、この頃、少なくなってきたしております。それは、甘夏の歴史を紐解けば、昭和31年の初出荷から57年、全国の市場、消費者に揺るぎない信頼を勝ち得、平成に入ってから1市場で1品目で連続30年、10億円を売り上げたとして、日本の青果市場の歴史上初めての表彰を受けています。その伝統と誇りを胸に、今日、

果樹農家は頑張っているところであります。

特に、高度な栽培技術が必要となるデコポンの施設栽培農家は、さまざまなリスクと悪戦苦闘の末、近年、技術も確立し、産地間競争にも打ち勝とうとしています。この良い結果が見えてきたことは、生産者の努力も去ることながら、甘夏産業の成長期から今日に至るまで、第一次産業の発展こそ、町おこしの要だと考えておられる竹崎町長をはじめ、歴代の首長、加えて常に農家の立場に立ち、働いていただいたその時々の方のお陰であると考えています。まさに官民一体、最大の町の活性化策だったと確信しているところです。今日までの行政の協力に対し、果樹農家の議員として、この場で心よりお礼を申し上げたいと思います。

さて、最近、農家の後継者やその方々の結婚など、明るい話題が増えつつあります。このように名実ともに日本一の^④産地の再構築に手応えのある兆しが見えてきました。それに対し、行政として今後どのように支援していくのかを伺います。

次に、スマートフォンなど、通信情報機器の急速な発展に伴い、どこにいてもその場がオフィスのように、世界中の情報が得られる世の中になりましたが、反面、種を蒔き、花や実を付け、収穫まで長い時間がかかっても、自らの努力が目に見えて分かる農業という分野で、人生を楽しみ、自然の中で生きたいと思い、農業に新規参入したいと考える人たちも、年齢、性別を問わず、確実に増えてきたと思います。デコボン農家に近日中に嫁がれる20代前半の女性は、夫婦で自然の中で働ける農業が大好きですと話してくれました。村社会を支えていくのは、地元に残り、1日の時間を自由に計画できる第一次産業をはじめ、自営業の人たちを抜きには語れません。

そこで、町内外から新規参入する人の受け入れや、生活や営農の相談などの体制はどうなっているのかを伺います。

3番目の質問に移ります。芦北地方は御承知のとおり、急傾斜がたいへん多いところです。いろいろな作物に対応できるような園芸団地があれば、規模拡大はもちろん、新規の就農者に対しても参入しやすくなるのではないかと考えます。今後、園芸団地の造成計画はないかをお尋ねをいたします。

最後は、作業道について伺います。多くの農家が露地のデコボン、甘夏などを傾斜地で栽培しておられます。今後も園地を守り、芦北地方の生産量の向上に貢献してもらいたいところですが、作業はたいへん労力を多く使います。農産物、その他の運搬、上り下りの手段はモノレールに頼っておられます。ただ、モノレールには危険が付きもので、大ケガをされた人も何人も知っています。便利な機械ではありますが、長い年月使用しており、特にレール部分の摩耗、老朽化はひどく、高い費用で交換されています。園地の中を小型クローラ式の運搬車が通行できるような作

業道は今後特に必要と思うのですが、現在どう対応しているのかを伺います。

大きな2番目の質問をいたします。先般、フードバレー構想が県より示され、熊日新聞にも掲載されました。これは県南活性化の目玉事業で、期待できると考えます。この施策が芦北町の活性化により有利に活用できればと思います。そこで、現在どこまで話は進んでいるのかをお尋ねをいたします。

あとは、一般質問席から再質問をいたします。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 宮尾議員にお答えいたします。

まず、将来を見据えた農業の基盤づくりについてであります。デコポン、甘夏は、本町農業の基幹作物との認識の下、従来から多方面にわたる支援を行っています。今後ともその考えにいささかも変わりはありません。現在行っている支援策については、施設栽培においてはハウスの建設や省力・省エネ装置導入に対する支援を行っています。

一方、露地栽培は、栽培農家の高齢化等によって、生産量は減少傾向にあります。これ以上、生産量を減らすことになれば、~~田~~産地としての維持が早晚困難になると思っておりますので、その対策を積極的に行っているところであります。その具体的な支援策及び②以下の質問につきましては、農林水産課長から答弁させます。

続きまして、フードバレー構想であります。熊本県南フードバレー構想につきましては、本年7月30日に協議会設立の理事会、設立記念大会の開催が予定されているところであります。現在の状況につきましては、これも担当課長から答弁させます。

以上であります。

○議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） お答え申し上げます。

まず、具体的な支援策についてでありますけれども、施設栽培の支援には、ハウスの建設や省力・省エネ装置の設置など、ハード部分の支援につきまして、国の農村漁村活性化プロジェクト交付金事業をはじめ、県の単独の補助事業はもとより、芦北町単独の施設化設置事業などで対応してまいります。

一方、販売対策といたしましては、鮮度保持部門の活用や露地栽培の生産量確保に資するための基幹作業の受託組織育成を目的としたアグリサポート事業などのソフト部門の支援についても町の単独事業を想定して支援をしているということでございます。今後とも~~田~~産地の維持のため、今申し上げましたようなハード・ソフト両面から支援をしていくという考え方でございます。

次に、②の新規参入者の受入体制についてであります。芦北地方振興局農業普及

振興課、JAあしきた等の関係機関と連携をいたしまして、就農に関する助言を行う体制を整えているところでございます。就農にあたっては、国、県、町の支援策について説明をするとともに、研修先の紹介なども行っておるところです。平成24年度につきましては、御夫婦1件の相談がありまして、現在、就農をされているという状況であります。なお、23年度にですね、農業大学校を卒業された方がいらっしゃいますが、24年度に研修を終えられ、本年度、就農に向けて現在準備中でありまして、その支援として今定例会において施設化の補助金の要求をしているところでございますので、よろしくお願いしたいと思っております。

次に、③の園芸団地の造成計画についてであります。これにつきましては平成24年3月議会においてお答えをいたしましたとおり、生産者側の意向を把握することが何よりも優先されるという立場であります。生産者の意志が確認をされれば、適切な事業を選択し、実現に向けて鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

最後に、4番の作業道開設に対する補助事業の件ですけれども、国、県、町それぞれに事業を立ち上げております。採択要件に違いはありますけれども、希望者の意向に沿って幅広くその中から選択をできる体制だと思っております。先ほど御指摘のありました園内の作業道等についてもですね、採択できる要件は整えていると思っております。なお、その他農道の新設でありますとか、改良につきましても、町単独事業として対応できる体制をとっているということでもあります。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 熊本県南フードバレー構想につきましては、本年4月16日に熊本県及び県南15市町村により、熊本県南フードバレー設立発起人会が開催され、協議会の設立が全会一致で決定し、本年7月30日には協議会設立の理事会及び設立記念大会の開催が予定されております。現在、協議会設立に向けて、熊本県と連携を図りながら事務を進めているところでございます。なお、協議会設立後に部会、研究会等が設置され、具体的な取り組みがなされていくものと思われるので、関係各課と協力しながら対応していきたいと考えております。

○議長（藤井公明君） 宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） 1番目の質問から再質問をしていきたいと思います。

ただいま町長及び農林水産課長から答えがありましたとおり、これまでも多方面にわたり、いろいろ支えていただいて、たいへん有難く思っているところであります。ただ、ここ2、3年がデコポンの産地として生き残るかどうかの正念場であり、特に施設デコボンが産地間競争で生き残るかの天王山だと考えております。今一步、

あと一步、支援をしていただきたいということがあります。

その根本にあることは何かと申しますと、補助事業の手助けによりハウスを皆が建てはじめ、一丸となり苗木を植えたり、土地を造成を協力して行ってまいっております。産地づくりに頑張り、当初は順調に栽培もできておりましたけれども、木が大きくなるにつれ、収穫前の秋口になり、果実にヒビが入り、割れて落ちてしまうという劣化という現象が、各地の産地で発生をいたしました。これが発生をしたことにより、収穫が平年の3割にも満たないという状況が、ここ4、5年続いており、大打撃を受けている状況であります。ただ、みんなで一月に1回集まり勉強をして、そしてほかの産地には絶対に負けないという気概をもって研究をし、知恵を出し合い、ついに原因を突き止めたところであります。その対策の技術の確立をいたし、実践して産地発展の大きな礎になりました。

いくつも原因がある中で、その最大の原因をまとめた資料がここにあります。湯浦の中村伸治さんが主に執筆をされておりますけれども、これで普及所なりに知らせ、生産者もこの判別法と対策を一生懸命、今頑張っております。これは大きな要因の最大の原因の資料であります。そのほかにもいろんなデコポンの栽培方法をみんなで努力をしておるところであります。

ただ、さて、今からこの技術を確認をして、ほかの産地を引き離し、この芦北地方が全国でも一番のデコボン産地になろうというときになって、施設全体の本体が部分的ではありますが、かなり老朽化をしております。生産者もここ4、5年、体力も精神もすり減らしております。私が生産者でありますので、一番分かっております。この一般質問をするにあたり、私の口から述べていいのか、いろいろ考えておりました。ただ、私は自らが実践し、そして私たちの仲間も一生懸命、毎日努力をしておりますので、この質問をするわけでありましてけれども、そこでハウスの部分的なりフォーム、資材に対しての何らかの手助けができないものかお伺いをいたしたいと思えます。

私たちも町長も、選挙であと一步で勝ちたいというときに、あと一押ししていただきたいという気持ちは誰ももっておると思えます。私たちは、この個人のことでなくて、やはり地域の発展は農業しかありません。そして、この芦北の産地を今一步、活性化させていくということは、この芦北町全体の活性にもつながると思い、私たちの子どもではなく、その孫の世代まで考えております。

そこで、再度お伺いいたします。何らかの手助けはできないものか、町長、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 第一線で御苦労され、頑張っておられる宮尾議員のただいまの

お訴えてございました。冒頭申し上げましたけれども、本町の農林水産業、第一次産業、なかんずく農業におきましては基幹産業、その基幹産業の中で柑橘の栽培につきましては、基幹中の基幹であると思っております。ただいまの御提言につきましては、しっかりと検討させていただきまして、対応策を練ってみたいと考えております。

○議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） ハウスの、いわゆる部分補修、リフォームについての制度はないかということでございますが、私の知っている限りでは、町も含めまして、国、県、町の事業にですね、ハウスのリフォーム制度といいますか、そういう補助事業は今のところございません。ただ、今、町長が申されましたようにですね、今後それが制度としてなじむかどうかというようなことは、鋭意検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（藤井公明君） 宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） 是非、前向きに検討していただきたいと思います。甘夏みかんが芦北地方にもたらしたのは、経済の発展と中学、高校を出たての青年でも、銀座千疋屋、新宿高野フルーツなど、超一流店でも堂々と渡り合えるような~~国~~ブランドの信頼に裏打ちされた誇りであります。デコポンは生産者に大いなる試練と苦難を乗り越えるという根性という財産を与えております。私たちの世代ではなく、10年、20年過ぎたときに、若者たちが笑顔で果樹栽培をしている姿を夢見ていますし、農家など一次産業が活性化すれば、地域発展も嫁問題、少子化問題も良い方向に向かうのではないかと確信しているところであります。前向きに十分に検討していただくことを希望して、1番目の質問を終わります。

次に、2番目の再質問をいたします。新規参入のことについてであります。町外から新規参入者を受け入れるときに、芦北町として何が一番問題点になるのかを再質問をいたしたいと思えます。

○議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） お答えいたします。

まず、農地をどう提供するかということでありまして、芦北町には、何度も申し上げますが、平成21年度の耕作放棄地の調査で、750ha耕作放棄地がありますが、ほとんどが急傾斜地という条件でありまして、新規就農者にそれを渡す、紹介するということができない状況にございます。そのような農地の流動化という部分については、町の単町の補助事業も創設しながらですね、そのようなことに少しでも手助けできないかということで始めているわけでございます。

それともう一つは、住むところの確保というのがあります。住むところにつま

しては、空き家はたっぷりありますが、空き家の調査もどこどこに空き家があるというところまではですね、町の中でも調査はしてはございますが、その空き家を活用できるかどうかという調査がまったくされていないという実態がございますので、今、議員提案の農業者の受け入れのための空き家確保、住宅確保というテーマはですね、私たちも意識をしておりますので、それについても何らかの検討を今後していきたいということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（藤井公明君） 宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） ただいま農林水産課長の答弁のとおり、私もこの芦北町内を見れば、やはり土地の提供、あるいは貸し借りが一番問題じゃないかというふうに思っておりました。そして、この空き家対策、住む家を提供する、この対策、これも必要であると思います。是非これは、今後重要な課題として取り組んでいただきたいと思います。

そして、もう一つ、新規参入をして来られる方は、先ほども壇上からの質問の中に入れておりましたが、若い方も、また年輩の方もおられると思いますし、また今後出てくるのではなかろうかと思います。人生の楽しみの一つとして、少しばかりの農地を買い、家庭菜園をしたいと考える人がいると思うわけなんですけど、ただ農家としては一定の面積ではないと経営が成り立たないとか、投資のための農地をかうというような理由で、面積の要件が決まっていると思います。もし、その土地が荒れてしまうようでしたら、誰かが耕作したほうが、環境面からも、また1人でも多く町内に住み着かせるというようなことを考えれば、そっちのほうが良い気がいたしますけれども、これは農業委員会等で検討をされることでありますので、見解だけでも伺えればと思います。私は、なるべく少ない面積でも取引ができればと思っておりますけれども、見解ができれば、よろしくお願いします。

○議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） 隣りに農業委員会の局長がおられますけれども、農地につきましては、今御指摘のとおりですね、一定の面積以上じゃないと農家として認められないというのがありまして、それは先の農地法の改正におきまして、各農業委員会で決定していいというふうになっております。10a単位で決定していいということになっておりまして、芦北町は40aという決定をしております。それは農地法に絡むことでありますが、新規に就農するにあたっては、土地利用型農業でありますとか、施設等を造って高度利用をする場合は、農業基盤強化法によりましては、面積の要件は確かなかったと思います。10aからでもできるということがございますので、そのようなことを選択しながらやっていくということが必要にな

るんだろうと思っています。

○議長（藤井公明君） 宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） ただいま農林水産課長の答えのように、新たに農業を始める人は10aからでもいいと、借りる場合はですね。それを今後、芦北町に新規に就農される方々にスムーズに貸し付けをしていただき、少しでも町外から芦北町に住み着くような方が増えてくれればと思います。

最後に、町内外から農業を生業として住み着いてくれることは、本当に喜ばしく歓迎するものであります。十人十色の希望や、それに問題点も出てくることだと思いますけれども、是非、相談者の窓口として親身になって対応していただくことを希望をして、この質問を終わります。

次に移ります。園芸団地のことでありますけれども、地権者と地主の理解と協力がなければ、そしてまずもって、ここに何名、希望者がですね、5名なり10名なりいて、造ってくれんかというようなことが、まずは揃わないと、造成は難しいと、それは私も理解をしております。平坦地が少ない当地域においては、特に事業を進めるのはさらに問題点が多いと思うわけでありまして、民主党政権から自民政権に変わり、国の方向性も変わってきたと思います。明るい兆しと、TPPという不安な材料もありますけれども、先の見えない世の中でありまして、農業参入が増えることも十分考えているところであります。

そこで、国とか県などの今後の事業計画の構想などは、現在のところ、ないかを伺います。

○議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） 申し上げます。まず、国のほうから申し上げますが、これは新聞等で議員も御存じだと思いますけれども、農地の流動化を促進し、耕作放棄地を防止するため、農地中間管理機構という創設を国は考えております。これはその機構で農地を借り上げ、基盤整備を行った後、規模拡大を施行する農家に貸し付けるとというのが粗々の制度のあらましでございますけれども、これをですね、この制度が本格化すれば、今おっしゃっております集団園地の造成に活用できるのではないかというふうに考えておりますので、これについては注意深く見ていきたいと思っています。

一方、現在、中山間地総合整備事業という県営の事業で、今、2期地区、七浦ということで2期地区をやっておりますが、これが平成27年度から第3期対策になります。この中で集団園地の造成等はメニューとしてありますのでですね、もし希望者があれば、このメニューの中に本年度いっぱいを使って入れていきたいというふうに思いますので、希望者の掘り起こし等も御協力をいただければ幸いかと思

ます。

なお、この２７年度からの３期対策につきましては、湯浦の湯治山です、面積は小さいんですけども、そういう希望が今上がっておりますので、メニュー化する準備を今しているというようなことでございます。

以上であります。

○議長（藤井公明君） 宮尾君。

○１０番（宮尾秀行君） 私が思うこの集団団地というのも、そう大々的な大規模な団地ということではありません。中規模程度、５反なり、１haなり、５名前後、入植するところを２か所ぐらいあれば、新規参入とか規模拡大などを希望する人にも対応ができるんじゃないかと思います。今、答弁のように、常日頃、国の施策も変わってきたことであります。是非、ＪＡとか話題に上げていただいて、将来予測を立ててもらい、また時代の流れに対応していただきたいと思って、この質問を終わります。それを要望いたします。

最後に、第１番目の最後の質問の再質問であります、作業道について伺いたいと思います。確かに、町の支援策の中に作業道の部分がありまして、多様な補助が出ているような気がいたしておりますが、この作業道、あるいは園内路ということではありますが、作業道を整備すれば、作業効率は格段に上昇をいたします。ただ、今の事業内容はすべて生コンが必要となり、幅員も１．５mが一番狭い幅員ですが、園内道と作業道というのは、本線と段々畑沿いに並行に造る支線として理解をすればいいのかを伺います。

○議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） 園内作業道の規定は、まさしく農道から園内を通る作業道ということで理解をしていただいて結構だと思います。

○議長（藤井公明君） 宮尾君。

○１０番（宮尾秀行君） 今の農業を考えたときには、以前は量をたくさん取る農業、甘夏みかんで代表すれば、たくさん量があったほうが金を儲けるというようなことで時代が続いてきておりましたけれども、やはり現在は作業効率が重要になって来ると思っております。今後、計画をされる方も取り組みやすくするために、特に作業道はコンクリートを打つという採択基準から外すことは考えておられないかを一つ伺いたいと思います。その理由といたしまして、コンクリートの道は、広い道はそれはコンクリートをしたほうが車の通行は便利であります。ただ、雨水が１か所に寄りやすかったり、一度災害などで路面の基礎部分やコンクリート本体がずれ落ちたときには、災害の復旧も大変であると考えております。ですから、軽トラックあるいは普通トラックが通るような園内道ではなくて、狭い作業道、先ほどの壇上

からの質問にいたしましたように、キャタピラー式の運搬車が通る程度の作業道については、小さな重機で削って道を造ったぐらいの要件に緩和してはどうかというのを思っておりますが、そこについて答弁をお願いいたしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） 基本的に、園内道につきましては、2 mから2.3 m、作業道につきましては1.5 mから1.8 mというような基準を粗々設けておりますけれども、今、議員がおっしゃっていることにつきましては、傾斜地の園地を維持していくために必要かどうかという視点からすると、確かに1.5 m以下の作業道についても何らかの検討をする余地はあるだろうというふうに考えております。ただ、おっしゃいましたように、そのコンクリート施行するののかしないのかというような技術論的なことにつきましては、補助金として行うわけですから、その耐用年数とか、そのようなことも考える必要がございますので、その1.5 m以下の作業道についての必要性は感じておりますけれども、その施工方法については何とも現時点では申し上げることはできませんので、それにつきましても検討をさせていただきたいということを申し上げたいと思います。

○議長（藤井公明君） 宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） 作業道、私たちも急傾斜地での作業道等を造った経験がございますけれども、作業道も狭い作業道を造った場合だけでも、かなりの労力の削減になります。ですから、先ほども言いましたように、コンクリートを打つか打たないか、その今後の造り方も考えていかなければならないという話でありますけれども、そこを削る工事の賃金ぐらいの補助を出していただければ、コンクリートを打たない作業道であれば、後の管理も個人で確実にできると思っております。今後、各種の園内道、作業道については、従前から補助がございますので、この小さな狭い作業道についても、一つ検討をしていただければと思います。作業道に対する支援につきましては、皆を助ける事業でありますので、改善できる点があれば改善をして、農家のために利便性がある経費対効果の上がるような対応をしてもらうことを希望をしまして、この質問を終わりたいと思います。

最後に、フードバレー構想の再質問に移りたいと思います。今後、本格的な話し合いになると理解をいたしました。どこの市町村においても、経済の活性化により効果的な事業、構想を誘致すべく駆け引きが始まると思いますが、ここは町長の手腕を発揮していただき、芦北町の発展に寄与するようなフードバレーになるように期待していますが、意気込みを聞かせていただきたいと思います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） この県南フードバレー構想につきましては、蒲島知事もたいそ

う情熱を傾けておられます。特に副知事を、これの専任に充てまして取り組むといったような力の入れようでございます。15市町村で構成するわけでございますが、ただいま宮尾議員がおっしゃったような、これに対する期待感というのは、みんな同じであります。しかし、そういう中でもですね、町民の皆さんと、あるいはいろんな分野の方々と連携をして、15市町村の中でもやはりキラリと光るような取組をしたいなというふうに考えておりますので、私のほうから逆に御協力と御理解のお願いを申し上げたいと思います。

○議長（藤井公明君） 宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） フードバレー構想も、そして今後の第一次産業も発展をして、芦北町の経済が向上し、より輝く町になることを願いつつ、すべての質問を終わります。

○議長（藤井公明君） これで、宮尾君の質問が終わりました。

以上で、一般質問を終わります。

-----○-----

日程第6 陳情第3号 「年金2.5%削減法」を廃止する意見書採択に関する陳情について

○議長（藤井公明君） 日程第6、陳情第3号「年金2.5%削減法」を廃止する意見書採択に関する陳情について」を議題とします。

陳情第3号は、会議規則第90条第1項の規定により、お手元に配付しております陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

所管の常任委員会は、慎重な審査を実施され、その結果を委員長から報告願います。

-----○-----

○議長（藤井公明君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午後2時15分

平成 2 5 年第 3 回芦北町議会定例会議事日程（第 2 号）

平成 2 5 年 6 月 1 4 日

午前 1 0 時 開 会
於 議 場

1 議事日程

（一括議題＝日程第 1 から第 3 まで）

常任委員長報告＝陳情審査報告・閉会中の継続調査報告（文教厚生・建設経済）

【日程第 1 から第 2 までは、平成 2 4 年受付分】

日程第 1 陳情第 1 号 湯浦慰霊塔の移設に関する陳情について

日程第 2 陳情第 1 0 号 湯浦地域の振興と安全安心のまちづくりに関する陳情について

【日程第 3 は、平成 2 5 年受付分】

日程第 3 陳情第 3 号 「年金 2. 5 %削減法」を廃止する意見書採択に関する陳情について

日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 2 4 年度芦北町一般会計補正予算（第 1 0 号）

日程第 5 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 報告第 1 号 一般会計の繰越明許費繰越計算書について

日程第 8 報告第 2 号 水道事業会計の繰越計算書について

日程第 9 報告第 3 号 有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について

日程第 1 0 報告第 4 号 有限会社御立岬の経営状況の報告について

日程第 1 1 議案第 3 7 号 平成 2 5 年度芦北町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 1 2 議案第 3 8 号 芦北町一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

日程第 1 3 議案第 3 9 号 芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 4 議案第 4 0 号 工事請負契約の締結について

日程第 1 5 議案第 4 1 号 工事請負契約の締結について

- 日程第 16 号 同意第 2 号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 17 号 同意第 3 号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 18 号 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 19 号 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 20 号 議員派遣の件
(一括議題＝日程第 21 号から第 24 号まで)
- 日程第 21 号 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出
- 日程第 22 号 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出
- 日程第 23 号 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出
- 日程第 24 号 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出
(閉 会)

2 出席議員（16 人）

1 番 坂 本 登 君	2 番 林 田 燿 宏 君
3 番 宮 内 道 則 君	4 番 寺 本 順 一 君
5 番 古 村 逸 男 君	6 番 白 坂 康 浩 君
7 番 草 野 安 道 君	8 番 前 田 徹 一 君
9 番 元 山 秀 志 君	10 番 宮 尾 秀 行 君
11 番 平 松 洋 一 君	12 番 川 尻 成 美 君
13 番 水 口 宣 之 君	14 番 岡 部 恵美子 君
15 番 寺 本 修 一 君	16 番 藤 井 公 明 君

3 欠席議員（0 名）

4 説明のため出席した者の職氏名（18 人）

町 長 竹 崎 一 成 君	副 町 長 藤 崎 正 司 君
教育委員長 澁 谷 百 鍊 君	教 育 長 竹 浦 裕 道 君
総 務 課 長 吉 田 茂 君	企画財政課長 寺 川 健 一 君
税 務 課 長 早 川 純 一 君	住民生活課長 楠 原 清 照 君
福 祉 課 長 宮 下 祐 一 君	農林水産課長 柳 田 豊 彦 君
商工観光課長 山 元 信 作 君	建 設 課 長 山 口 純 志 君

上下水道課長	江 上 繁 君	会計管理者兼 会計室長	園 川 民 夫 君
田浦基幹支所長	野 口 博 司 君	教 育 課 長	本 山 昭 君
生涯学習課長	藤 井 哲 郎 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	鶴 山 秀 生 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	下 田 研 君	次 長（主幹）	福 田 貴 司 君
--------	---------	---------	-----------

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（藤井公明君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第 1 陳情第 1 号 湯浦慰霊塔の移設に関する陳情について

日程第 2 陳情第 10 号 湯浦地域の振興と安全安心のまちづくりに関する陳情について

日程第 3 陳情第 3 号 「年金 2.5 %削減法」を廃止する意見書採択に関する陳情について

○議長（藤井公明君） 日程第 1、陳情第 1 号から日程第 3、陳情第 3 号までは、芦北町会議規則第 36 条の規定により一括議題とします。

それでは、3 月定例会において閉会中の継続審査及び調査としておりました事件及び今定例会初日に常任委員会に付託されました陳情の審査結果について、委員長に報告を求めます。

質疑は、2 人の常任委員長報告が終了した後、一括して行います。

はじめに、白坂文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（白坂康浩君） 皆さん、おはようございます。

文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

当委員会に付託され、継続審査としておりました陳情 2 件と、本定例会初日に当委員会に付託されました陳情 1 件につきましては、5 月 31 日と 6 月 11 日に審査しましたので、その結果を御報告いたします。

陳情第 1 号「湯浦慰霊塔の移設に関する陳情」につきましては、遺族会の話し合いの結果や方向性を見極めた上で審査を進めることとしておりましたので、福祉課長に出席を求め、遺族会の話し合いの結果等について確認をいたしました。

その中で、慰霊塔、慰霊碑の合祀については、各地区の遺族会とも異存はないということであるが、具体的な内容が決まっていないため、もうしばらく時間がかかるのではないかと考えている。また、具体的な内容を検討するため、県内の慰霊碑の視察研修を予定しているとの説明もありました。

委員からは、各地区の遺族の方々の考えもあるかと思うが、先人の気持ちを取り入れて後世に引き継いでいかなければならないと思うので、多くの遺族の方の意見を聞いて進めてもらいたいなどの意見がありました。

当委員会としましては、合祀については、各地区とも賛成はされているが、具体

的案が定まっていないので、今後、各遺族会の代表などにより視察研修を行い改めて検討されるということで、遺族会の検討結果を見極めた上で、再度審査を行うということから、全会一致で引き続き継続審査とすることに決しました。

次に、陳情第10号「湯浦地域の振興と安全安心のまちづくりに関する陳情」について御報告いたします。

この陳情は、「スポーツの振興と、安全で安心なまちづくり及び防災のためのグラウンド整備」、「町の活性化と観光センターとしてのヘルシーパーク周辺の整備」、「開湯1300年記念に向けて独自の湯浦温泉街の整備」の三つの要望事項が記載されております。

当委員会では、一項目の「スポーツの振興と、安全で安心なまちづくり及び防災のためのグラウンド整備」について審査を行い、その後、建設経済常任委員会と合同会議を開催し、双方の審査結果を確認するなど、総合的な観点からも審査を行いました。

審査の基準として、一点目に願意が妥当であるか、二点目に実現の可能性があるか、三点目に議会の権限事項に属する事項であるかという三つの観点から審査しました。

その中で、委員からは今回の陳情については、建設経済常任委員会へ付託された二項目目を含めると多くの要望を一括しており、審査の基準により考慮したときに、願意の妥当性はあるものの、事業の実現性や財源確保など、可能性が現時点では低いのではないかと。また、今後、地域で検討を重ねられ、再度陳情されてもいいのではないかと。地域の方々のまちづくりへの取組としてはいいことであるといった意見などがありました。

以上、意見を総合的に集約し、審査基準に照らし審査した結果、不採択とすべきものと賛成多数で決しました。

次に、陳情第3号、「年金2.5%削減法を廃止する意見書採択に関する陳情」について御報告いたします。

この陳情は、昨年11月に公布されました国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の内容の一つ、「年金額の改正の特例措置の段階的な解消」いわゆる「年金2.5%削減法」を廃止する意見書採択に関する陳情であります。

委員からは、年金制度の持続可能性の維持や、世代間の負担の公平性を図るため、特例水準の是正はやむを得ないといった意見などがあり、意見を集約し、審査した結果、全会一致で不採択とすべきものと決しました。

続きまして、閉会中の継続調査としておりました、保育所の民営化に向けた検討の進捗状況について、5月31日に調査を行いましたので、その結果を御報告いた

します。

保育所の民営化に向けた方針を３月末に決定し、平成２７年４月１日を目途に、田浦・湯浦・大野保育所の民営化に関する事務を進めていくとの説明がありました。

以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（藤井公明君） 次に、草野建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（草野安道君） 建設経済常任委員長報告を申し上げます。

平成２５年第２回芦北町議会３月定例会において、当委員会に付託されました陳情第１０号「湯浦地域の振興と安全安心のまちづくりに関する陳情」につきまして、５月３１日に審査しましたので、その結果を御報告いたします。

今回の陳情書には、三つの要望事項が記載されておりますが、当委員会では二項目目の「町の活性化と観光センターとしてのヘルシーパーク周辺の整備」及び三項目目の「開湯１３００年記念に向けての独自の湯浦温泉街の整備」について審査を行い、その後、文教厚生常任委員会と合同会議を開催し、双方の審査結果を確認するなど、総合的な観点からも審査を行いました。

まず、当委員会では、審査の基準として、一点目は願意が妥当であるか、二点目は実現の可能性があるか、三点目は議会の権限事項に属する事項であるかという三つの観点から審査しました。

その中で、委員から、今回の陳情については、陳情された方々の地域づくりに関する取組と熱意に敬意を表するとともに、感謝しなければならない。しかし、陳情の内容は多くの要望を一括してあり、審査の基準により考慮したときに、現時点では事業の実現性や財源確保など、可能性が低いのではないかと。また、今後、陳情の内容が構想または計画としての熟度が高まり、それらを見据えた上で、改めて個別の事業ごとに陳情されても差し支えないのではないかとという意見がありました。

つきましては、意見を集約し審査の結果、全会一致で不採択とすべきものと決しました。

以上で、建設経済常任委員長報告を終わります。

○議長（藤井公明君） 委員長報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ありませんか。川尻君。

○１２番（川尻成美君） 文教厚生委員長に１点だけ質疑を申し上げますが、保育所の民営化についての方針が決定したと、それで事務を２７年４月１日を目途に進めて行くという執行部からの説明を受けておる、その経過だけでありますけれども、委員会として意見は出なかったのか、民営化すべきだから早く進めてくれという、そういう意見があったのか、なかったのかお聞きしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 白坂委員長。

○文教厚生常任委員長（白坂康浩君） 委員からはですね、財政的なものとか、いろんな少子化等をいろいろ含めたところで、これは合理化というか、民営化のほうへ全員一致で進んだほうがいいというふうな見解となりました。以上です。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。坂本君。

○1番（坂本 登君） 文教厚生委員長に質問します。

陳情第10号「湯浦地域の振興と安全安心のまちづくりに関する陳情について」お聞きします。他の陳情は、全会一致となっていますが、陳情第10号は不採択とすべきものと賛成多数で決しましたとなっています。全会一致ではなかったのかどうかお聞かせください。

○議長（藤井公明君） 白坂委員長。

○文教厚生常任委員長（白坂康浩君） 委員長報告でも述べましたが、賛成多数です。以上です。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 賛成多数ということは、不採択とすべきものに賛成で、採択すべきという意見もあったということですか。

○議長（藤井公明君） 白坂委員長。

○文教厚生常任委員長（白坂康浩君） 各委員からは、委員長報告でも述べましたが、今後、地域で検討を重ねられ、再度陳情されてもいいというような意見で、あまりにも守備範囲が広くて、妥当性。

○議長（藤井公明君） 白坂委員長。今、坂本君のお尋ねはですね、採決の上に不採択ということになったと、反対者がいたのかと。いたなら、1人なら1人いたとか、そういう報告でいいと思います。

○文教厚生常任委員長（白坂康浩君） 反対の委員はいらっしゃいませんでした。全会一致でした。すみません。

○議長（藤井公明君） 採決の結果で不採択となったということですが、全会一致というのは、さっきは発言はなかったと思いますが、どなたか賛成では困るという委員がおったというふうに思いますが、全員が賛成だったのか、例えば1人か2人が反対だったのか、そこあたりを坂本君が聞きたいということのようですが。もう一回、答弁をお願いします。白坂委員長。

○文教厚生常任委員長（白坂康浩君） 文教厚生委員各5名は、すみません、訂正します、全会一致で不採択に可決いたしました。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 委員長報告を訂正してください。

○議長（藤井公明君） では、そのように訂正することに決定しました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから、日程第1、陳情第1号から日程第3、陳情第3号までを、順次討論を行い、採決します。

陳情第1号「湯浦慰霊塔の移設に関する陳情について」、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第1号「湯浦慰霊塔の移設に関する陳情について」、採決します。

お諮りします。委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり、継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は、委員長報告のとおり、継続審査とすることに決定しました。

陳情第10号「湯浦地域の振興と安全安心のまちづくりに関する陳情について」、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第10号「湯浦地域の振興と安全安心のまちづくりに関する陳情について」、採決します。

お諮りします。委員長報告は、不採択であります。委員長報告のとおり、不採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第10号は、委員長報告のとおり、不採択とすることに決定しました。

陳情第3号「年金2.5%削減法を廃止する意見書採択に関する陳情について」、討論ありませんか。坂本君。

○1番（坂本 登君） 日本共産党の坂本登です。

私は、陳情第3号「年金2.5%削減法を廃止する意見書採択に関する陳情について」、委員長報告では全会一致で不採択というものでしたが、私は陳情第3号原案に賛成採択すべきという立場で、委員長報告不採択に対し、反対討論をいたします。

年金は、高齢者に欠かすことのできない命綱であります。ところが、この年金は

2012年までに、合わせて2.2%の削減が行われてきました。その上、昨年暮れの第181国会において成立した年金削減は、これからの3年間に2.5%削減するというものです。国民年金の老齢年金は満額でも6万5,000円にしかありません。

しかし、多くの国民年金の高齢者は満期まで掛けている人は多くおられません。皆さんの周り的高齢者はどのような生活をされていますか。少ない年金で切り詰めて切り詰めて生活されてはいないでしょうか。この人たちの命綱の年金を削って、高齢者はどのように生活していくのでしょうか。現在、生活必需品は値上がりし、さらに消費税の増税が予定されています。この年金削減は生活不安を強め、購買力を低下させ、消費を落とすことになります。

さらに、景気低迷をつくり出し、地方経済にとっても重大な問題です。市長会、町村会などは、自治体財政に及ぼす影響について言及しています。このような生活実態からも、今回の陳情は高齢者の生活を守る上で大切なものだと判断します。住民の生活を背景に、弱者の立場に立って、国に意見を上げていくのは地方自治団体の大きな役割です。

よって、この陳情に多くの議員の皆さんが御賛同いただくことをお願いして、委員長報告、原案不採択に対し反対を表明し、反対討論を終わります。

○議長（藤井公明君） 次に、委員長報告に賛成の発言を許します。宮内君。

○3番（宮内道則君） 委員長報告に賛成の立場で発言いたします。

文教厚生常任委員長報告のとおり、年金制度の維持や負担の公平性をいうことから、不採択に賛成です。以上でございます。

○議長（藤井公明君） これで討論を終わります。

これから、陳情第3号「年金2.5%削減法を廃止する意見書採択に関する陳情について」、採決します。

お諮りします。委員長報告は、不採択であります。委員長報告のとおり、不採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議がありますので、起立によって採決します。

陳情第3号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤井公明君） 起立多数です。したがって、陳情第3号は不採択とすることに決定しました。

-----○-----

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

平成24年度芦北町一般会計補正予算（第10号）

○議長（藤井公明君） 日程第4、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、平成24年度芦北町一般会計補正予算（第10号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、3月29日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

今回の補正は、繰越明許費に事業の追加をするものでございます。

それでは、2ページの第1表繰越明許費補正を御覧ください。

款5農林水産業費、項1農業費の経営体育成支援事業143万7,000円を追加しております。この事業は、国の経済対策に伴い、経営体育成支援事業を活用して実施されますトラクター購入にかかる補助金として、3月補正で議決をいただいておりますが、国及び県の内示手続きの遅れにより、年度内の完成が困難であるために繰り越しをするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

-----○-----

日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第5、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。早川税務課長。

○税務課長（早川純一君） 承認第2号、専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

芦北町税条例の一部を改正する条例は、地方税法等の一部改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、3月30日付けで別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

今回の改正内容は、個人町民税関係と固定資産税関係、また各税目共通の延滞金に関係するものでございます。

最初に、個人町民税関係の主な改正内容について説明いたします。まず、寄附金控除、いわゆるふるさと納税につきましては、所得税と住民税から寄附額の2,000円を超える部分について、全額控除できるようになっておりますが、平成25年1月1日から、所得税に復興特別分が2.1%上乗せされることに伴い、所得税分の税額控除が上乗せをされますので、その分、住民税からの控除額を減額するよう改正するものです。これはお手元の議案2ページ上段の第34条の7及び3ページ中段の附則第7条の4の改正になります。

次に、住宅借入金等特別控除については、平成25年12月までの居住が対象となっておりましたが、平成29年12月までの居住に適用期限を4年間延長するとともに、平成26年4月以降の居住にかかるものに対しては、消費税率が引き上げられることに伴いまして、控除限度額をこれまでの所得税の課税所得金額の5%、最高9万7,500円から、7%、最高13万6,500円に引き上げるものです。これはお手元の資料3ページ上段の附則第7条の3の2の改正になります。

また、5ページの附則第23条で規定しております東日本大震災による被災家屋の再取得にかかるものについても、同様に改正をしております。

なお、東日本大震災関係では、相続人に対する譲渡所得の特例についても、3ページ中段から4ページにございます附則第22条の2で改正を行っております。

次に、固定資産税の改正内容について説明いたします。お手元の2ページ上段にあります第54条の改正により、土地改良事業における納税義務者の規定から、独立行政法人森林総合研究所が行う事業を削除しております。

最後に、延滞金の改正について説明いたします。延滞金については、現在、納期限から1月間は前年11月30日時点の公定歩合を基準に、年利4.3%、1月経過後は年利14.6%の割合となっております。改正により、その年の前々年の10月から前年の9月までの銀行の短期貸出約定平均金利をもとに算定することとなり、現在の金利でいきますと、納期限から1月間は年利3.0%、1月経過後は年利9.3%になります。条文としては、2ページ中段の附則第3条の2及び3ペー

ジ上段の附則第4条の改正です。

なお、割賦加算金についても、延滞金と同様、短期貸出約定平均金利をもとに計算するよう地方税法が改正されております。

附則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行となりますが、寄附金控除、延滞金等の改正は平成26年1月1日から、住宅借入金等特別控除の改正は平成27年1月1日からの施行となります。

以上で、説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） ちょっと専決日のことでお尋ねしますが、3月30日専決は土曜日ですけれども、執務のほうはどうなっておったんですか。次も税条例は30日ですよ。どんなですか。

○議長（藤井公明君） 早川税務課長。

○税務課長（早川純一君） 地方税法の一部改正する法律が平成25年3月30日で公布をされておりますので、同日付けで専決処分を行ったような形になっております。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 専決には、システムですけれども、町長決裁ですかね、町長決裁がいるんでしょう、やっぱり。だから、土曜日、公務的に町長、おられたのかなとか、そういうことでお尋ねしたわけであります。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） こういった類の決裁につきましては、事務の流れの都合上ですね、31日付けは30日で決裁することになります。日付を31日にするということになります。そういうことは往々にして地方自治体ではあります。国、県、町、あわせてということになります。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は承認すること

に決定しました。

-----○-----

日程第 6 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第 6、承認第 3 号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。早川税務課長。

○税務課長（早川純一君） 承認第 3 号、専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法等の改正に伴い、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、3 月 30 日付けで別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の改正内容は、特定世帯にかかる国民健康保険税の軽減措置の延長に関するものです。これは平成 20 年 4 月の後期高齢者医療制度開始に伴い、国民健康保険から後期高齢者医療に移行された方がいらっしゃる世帯で、国民健康保険の加入者が 1 人になった世帯、これを特定世帯と申しますが、この特定世帯に対しまして、世帯別平等割額を 5 年間の期間限定で 2 分の 1 軽減する措置が講じられてまいりました。今回、後期高齢者医療制度が開始されてから 5 年が経過することに伴い、新たに移行後 6 年目から 8 年目の世帯という区分が設けられました。この世帯を特定継続世帯と申しますが、この世帯に対しまして、世帯別平等割額を 4 分の 1 軽減する措置が講じられるものです。

お手元の第 2 ページの上段、第 5 条の 2 及び同じく中段の第 7 条の 3 の改正が、この内容となります。

また、これに伴いまして、2 ページ中段から 3 ページにございます第 23 条の改正で、世帯別平等割への 7 割、5 割及び 2 割軽減にそれぞれ特定継続世帯にかかる規定を追加しております。

なお、3 ページ中段の附則第 22 項の改正は、地方税法附則の改正に伴う引用条文の改正です。

最後に、附則としまして、この条例は平成 25 年 4 月 1 日から施行となりますが、附則第 22 項の改正は、平成 26 年 1 月 1 日からの施行となります。

以上で、説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

-----○-----

日程第7 報告第1号 一般会計の繰越明許費繰越計算書について

○議長（藤井公明君） 日程第7、報告第1号「一般会計の繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案の報告を求めます。寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 報告第1号、一般会計の繰越明許費繰越計算書について。平成24年度芦北町一般会計補正予算の第9号第2条及び第10号第1条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

次のページを御覧いただきたいと思います。

平成24年度芦北町繰越明許費繰越計算書、この繰越事業につきましては、先の3月議会及び先ほど御説明いたしました専決処分の予算の中で、それぞれ繰越明許費として定め、御承認をいただいているものでございます。

款2総務費の公共施設耐震補強事業から、款10災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業までの18件の合計、10億9,458万5,604円を翌年度へ繰越しております。財源の内訳は、既収入特定財源が5万6,000円、国県支出金7億1,518万4円、地方債5,740万円、その他562万5,147円、一般財源が3億1,632万4,453円でございます。

主な繰越理由は、国の経済対策に伴う事業で、地域の元気臨時交付金、社会資本整備総合交付金、道整備交付金などを活用し予算化しましたが、適正工期が確保できない等の理由のため繰越したものでございます。繰越しをいたしました18事業のうち、5月までに完了した事業はございませんが、契約済み及び入札済みが8事業、残り10事業につきましても完了に向けて進捗が図られているところでござい

ます。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井公明君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。平松君。

○11番（平松洋一君） ただいま、課長から説明がございましたが、4月1日以降、繰越される事業ということでございますが、これまで契約が8事業終わっているということでございますけれども、この8事業をちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 契約が済んでいる事業ということでございますけれども、これにつきましては、まず土木費のですね、道路新設改良事業、これにつきましては既に契約が終わっております。それと、同じく土木費の橋りょう新設改良事業、これにつきましても契約が終わっております。それと、土木費の河川費でございますけれども、排水対策事業、これにつきましても契約が終わっております。それと、災害復旧事業費で農林水産施設災害復旧費、この中の農地災害復旧事業、これにつきましても契約繰越しをしております。それから、農業用施設災害復旧事業、これにつきましても同じく契約をし、繰越しをいたしております。それから、林道災害復旧事業、これにつきましても契約をし、繰越しをしております。それと、公共土木施設災害復旧費、これにつきましても契約し繰越しをいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 先ほどの説明とちょっと1つ違うと思いますが、8ですかね、9ですかね。

○議長（藤井公明君） 答弁準備のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時37分

再開 午前10時38分

-----○-----

○議長（藤井公明君） 休憩前に続き会議を開きます。

寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） もう1点が、農林水産業費の中で産地再生関連施設緊急整備事業、この分が終わっております。以上でございます。

○議長（藤井公明君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 繰越しについては、諸般の事情ですね、分かりますが、契約された分については、逐次、工事がなされていくと思いますけれども、まだ未契約ということで、相当ございますので、それについては執行部のほうでしっかり対応していただきたいと。以上、お願いします。

○議長（藤井公明君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで、報告第1号を終わります。

-----○-----

日程第8 報告第2号 水道事業会計の繰越計算書について

○議長（藤井公明君） 日程第8、報告第2号「水道事業会計の繰越計算書について」を議題とします。

本案の報告を求めます。江上上下水道課長。

○上下水道課長（江上 繁君） 報告第2号、水道事業会計の繰越計算書について御説明を申し上げます。

平成24年度芦北町水道事業会計予算に係わる繰越しについて、別紙のとおり、翌年度に繰越しをいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものでございます。

平成24年度芦北町水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額は、款1資本的支出、事業名、建設改良事業2億6,263万5,000円を翌年度へ繰越しております。

財源の内訳は、企業債2億円、建設改良積立金など、内部留保資金が6,263万5,000円でございます。

繰越理由につきましては、平成23年度事業の城山配水池造成工事において、平成24年2月に発生しました法面崩壊により、平成24年度に繰越して事業を進めてまいりましたが、雨の影響等で完成まで日数を要しております。今回繰越します築造工事等の発注時期がそのために大幅に遅れたため、年度内完成が困難となり繰越したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第2号を終わります。

-----○-----

日程第9 報告第3号 有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について

○議長（藤井公明君） 日程第9、報告第3号「有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について」を議題とします。

本案の報告を求めます。山元商工観光課長。

○商工観光課長（山元信作君） 報告第3号、有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に提出いたしましたので、その内容を報告するものでございます。

まず、平成24年度の営業報告について申し上げます。資料3ページを御覧ください。

事業として、県立あしきた青少年の家の一部受託業務と、芦北海浜総合公園管理運営の一部業務を受託されています。

利用状況であります。県立あしきた青少年の家の利用者は584団体、延べ6万8,850人で、前年度より4,197人増加しております。これは広報等の取組に努力された結果でございまして、4月24日には熊本県立あしきた青少年の家の利用者100万人達成記念式典が行われました。

一方、芦北海浜総合公園の入場者数は、延べ2万9,664人で、前年度より1,798人増加しております。ゴールデンウィークや夏休み期間中の展望レストランの営業、かき氷販売等を実施され、活性化に努められています。

平成24年度の事業実績は、総収入1億1,048万1,308円、税引前当期純利益は237万3,615円となっています。これにより、昨年に引き続き、芦北町に一部寄附を行い、また出資団体に出资额に応じて出資配当がなされたところでございます。

その他貸借対照表が4ページから、損益計算書が6ページにありますので、後ほど御覧いただければと思います。

なお、7ページから、販売費及び一部管理費等、9ページに利益処理がございします。

最後に、平成25年度の事業計画について申し上げます。資料11ページになります。

あしきた青少年の家の施設管理業務委託につきましては、昨年度から5年間の県との長期継続契約になっていまして、ひとつづくりくまもとネット・三勢共同体と2年目の契約締結がなされています。近年の少子化と併せて、熊本市の合併に伴う利用者の減少等を考慮の上、24年度の決算状況を踏まえ、利用者数は6万2,000人と見込まれています。

また、芦北海浜総合公園にありましても、利用者の増加を図るため、広報、誘客

等、サービスの向上に努めるとしてあります。

12ページから収支計画を記載しております。御覧いただければと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井公明君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第3号を終わります。

-----○-----

日程第10 報告第4号 有限会社御立岬の経営状況の報告について

○議長（藤井公明君） 日程第10、報告第4号「有限会社御立岬の経営状況の報告について」を議題とします。

本案の報告を求めます。山元商工観光課長。

○商工観光課長（山元信作君） 報告第4号、有限会社御立岬の経営状況の報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に提出いたしましたので、その内容を報告するものでございます。

まず、平成24年度の営業報告について申し上げます。資料3ページを御覧ください。

利用者総数は、前年度比97.6%の46万3,488人でありました。部門別利用者総数は、公園課で前年度比98.2%の12万6,987人、温泉課では前年度比101.6%の12万5,531人、物産館では前年度比95.0%の21万970人でありました。

平成24年度の事業実績は、総収入で2億4,917万1,216円でありまして、税引き後、当期利益は241万5,998円となっています。

部門別売上高は、公園課で前年度比105.6%の5,782万1,000円、温泉課で前年度比103.8%の6,024万円、物産館では前年度比93.6%の1億3,110万9,000円となっています。全体の利用者は減少していますが、公園部においては利用構成の高い施設や、シーズンレジャーへの積極的な取組、温泉センターでは入浴、売店、レストランでの各種企画等により、ともに収入を伸ばすことができましたが、黒字には至っていません。

また、物産館におきましては、利用者数、収益が減少傾向ですが、経常利益はオープン以来、常に黒字計上となっています。

その他貸借対照表が4ページ、損益計算書が5ページにありますので、後ほど御確認いただければと思います。

なお、6ページから販売費及び一般管理費などの報告書がございます。

最後に、平成25年度の事業計画について申し上げます。資料11ページになります。

公園事業部では、公園レジャー施設、温泉、製塩体験での集客アップを図り、物産館事業部では、直売所の商品と販促とサービスを強化し、集客アップを図るとあります。また、社員ごとの役割と責任を明確にし、業務業績評価の導入が計画されています。

12ページから具体的行動計画、14ページに年間収支計画を記載しておりますので御覧いただければと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井公明君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 要望しておきたいと思います。この件については、毎年、6月定例会で報告がなされるわけでございますけれども、その中で平成25年、双方の収支計画、比較してみますと、マリンサービスについては、ページ12ページから15ページ、4ページにかけて事細かい項目ごとの報告が行われております。一方、御立岬については、ページ14ページにありますように、それぞれの合計額のみでの報告になっております。できますと、次年度から結構でございますので、収支計画については、マリンサービスの報告内容様式を統一していただいてですね、報告するよう要望しておきたいと思います。

なぜ私がこういうことを言うかと申しますと、やはり両公園については、観光施設として雇用機会の確保、やはり一つの町民の職場でもありますので、何人雇って人件費がどのくらい要るかというような一つのことも私は注目して見ておるわけでございますので、これまでこのような報告内容になっておりますけれども、今後は是非、あしきたマリンサービスの内容にさせていただきますと、そういう内容も把握できますので、よろしく次年度、そういうことでお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 私も同様ですけれども、税理士さんがこれは違うんですかね。お尋ねします。税理士さんが、マリンサービスと御立岬有限会社の税理士さんが、何か顧問の先生が違うんじゃないかなというふうに思いますが、その点、1点と、先ほど寺本議員も言われましたように、前年比を対比をしてないと、してあるはずなんです、だいたい。我々、事業会計も一緒なんですから。対比をしてないと、昨年度を持ってきて見らんと分らんものですから、必ずこれには顧問の先生はちゃ

んと対比はして決算書は出されるはずですので、そういう決算書をそのまま写したやつをこれにするように、されるように極力望みます。社長もおられますので、社長、いかがですか。

○議長（藤井公明君） 藤崎副町長。

○副町長（藤崎正司君） 寺本議員、川尻議員、今、御意見をいただきましたけれども、善処したいと考えております。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これで、報告第4号を終わります。

-----○-----

日程第11 議案第37号 平成25年度芦北町一般会計補正予算（第1号）

○議長（藤井公明君） 日程第11、議案第37号「平成25年度芦北町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 議案第37号、平成25年度芦北町一般会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,671万1,000円を追加し、総額を100億2,471万1,000円とするものでございます。なお、第2条で、地方債補正を計上いたしております。

歳出のほうから御説明いたします。予算書は9ページになります。

まず、款2総務費です。企画費の66万4,000円は、熊本県と県南15市町村で構成されます熊本県南フードバレー推進協議会設立に伴う負担金でございます。

次に、まちづくり推進費346万1,000円は、本年4月11日に財団法人自治総合センターから交付決定がありました湯浦活性化協議会へのコミュニティ助成事業補助金230万円と、同じく2月26日に財団法人地域社会振興財団から内示の通知がありました大川内紙保存会への長寿社会づくりソフト事業費補助金116万1,000円でございます。

次に、款3民生費です。児童福祉総務費の90万8,000円は、障害児保育対象園児の増に伴う私立保育園への補助金でございます。

次に、児童措置費の669万7,000円は、国が新たに実施します保育士等処遇改善臨時特例事業に伴う補正で、需用費37万3,000円と、私立保育園への補助金632万4,000円でございます。

次に、款4衛生費です。環境衛生費の127万2,000円は、平成25年4月

1日付けで熊本県に対して内示がありました熊本県海岸漂着物地域対策推進事業に伴う補正で、事業実施に必要な需用費10万円、処理手数料60万円、業務委託料57万2,000円でございます。

次に、予算書は10ページになります。

款5農林水産業費です。農業振興費の191万9,000円は、国の補助金の名称変更に伴う予算の組替えと、新規就農者が実施いたしますビニールハウス10,95aと、ボーリング1か所の整備に対する農業施設化設置事業補助金191万9,000円でございます。

次に、農道施設事業費14万1,000円は、平成18年の豪雨災害により被災した鶴木山地区の広域農道において、県が実施します広域農道法面動態調査に伴う負担金でございます。

次に、款7土木費です。道路新設改良費の550万6,000円は、本年2月27日に落石が発生しました町道伏木氏線に落石防護柵を設置するための災害防除工事費でございます。

次に、款8消防費です。常備消防費の9,984万6,000円は、当初、水俣芦北広域行政事務組合において、平成25年と26年度で計画しておりましたデジタル無線整備にかかります国の補助金が、平成24年度で措置されたことによりまして、平成26年度で予定しておりました工事費の一部を25年度に前倒しして整備を完了する必要が生じたために、これに関連いたします工事費にかかる消防費負担金を補正するものでございます。消防設備費の614万7,000円は、消防防災施設整備費補助金の交付決定に伴います防火水槽設置1基分の追加と、当初予算に計上しておりました2基分については、工事単価の変更による防火水槽設置工事費の増でございます。

次に、款9教育費でございます。教育振興費の15万円は、平成25年度において熊本県が実施しますフッ化物洗口推進モデル校に内野小学校が指定されることに伴う補助金でございます。

次に、歳入について御説明いたします。予算書は8ページになります。

款13国庫支出金の消防費国庫補助金248万2,000円は、防火水槽整備にかかる消防防災施設等整備補助金でございます。

次に、款14県支出金は、保育士等処遇改善臨時特例事業にかかる民生費補助金692万4,000円、熊本県海岸漂着物地域対策事業にかかる衛生費県補助金122万2,000円、歯・口の健康づくり推進事業にかかる教育費県補助金10万円、合わせまして824万6,000円でございます。

次に、款18繰越金は、補正財源としまして前年度繰越金3,672万2,000

円を充当するものでございます。

次に、款 19 諸収入は、雑入としてコミュニティ助成事業助成金 230 万円と、長寿社会づくりソフト事業費交付金 116 万 1,000 円を計上しております。

最後に、款 20 町債の 7,580 万円は、水俣芦北広域行政事務組合に対する消防費負担金の変更に伴い、消防施設整備事業債、合併特例債でございますが、これを財源措置するものでございます。

次に、地方債の補正について御説明をいたします。予算書は 4 ページでございます。

第 2 表地方債補正を御覧ください。変更でございます。先ほど申し上げました水俣芦北広域行政事務組合の消防費負担金の財源として限度額を変更するものでございます。起債の目的は消防施設整備事業で、限度額 2 億 9,970 万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

なお、11 ページに起債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付いたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。川尻君。

○12 番（川尻成美君） それでは、歳入として消防費がですね、7,580 万円来ておりますけれども、それに伴う本町での地方債が 2 億 2,390 万円借るということとなっております。これはもう御存じのとおり、広域消防の消防署の改築に伴うことだというふうに理解をいたしますが、1 市 2 町でのことでありますので、施設に対する総額の、もう基本設計とか出来ておると思いますが、その割合等について、もう試算してあるというふうに思いますので、そのほうを具体的に説明をいただければと思います。

また、あと 1 点、町債が載っておりますが、今後のですね、見込みにおいてですね、これが 100 億円から下がるという、償還するという形の中で、どのような考えで、この地方債を考えておられるのか。合併特例債等のほうが少なくなってきておりますので、なかなか起債等はしばらく面も今後できてきますし、膨らむんではないかなというふうにも思いますので、町長の所見をお聞きしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） それでは、まず 1 点目のですね、この消防にかかります工事費の金額といいますか、その割り振りでございますけど、一応 25 年、26 年度でですね、計画をされております。一応金額的には、まだうちのほうで試算した分でございますけれども、総額でだいたい 15 億 1,800 万円程度の事業とな

っております、2か年合わせましてですね。そのうちの内訳としまして、25年度で13億2,700万円、それから26年度で1億9,100万円程度の予算で工事をされるというようなことで、事業費の内訳がなっておるところでございます。これは概算で一応ございますけれども、そういうような状況でございます。

それから、負担割合につきましてはですね、これは当初予算でございますけれども、総額に変更はございませんけれども、先ほど申し上げましたように、デジタル無線の設備を25年度中に完了するということで、26年から25年に前倒しをしております。その分が増えておりますけれども、逆に26年度がその分減ってくるということで、総額に変更はないということでございます。

それから、起債につきましてはですね、もう当初予算でもしておりますが、起債の償還額を上回らない範囲内で起債の借入れをやるという基本的な考え方に基づきまして、基本的には10億円というシーリングをですね、引いております。しかし、今回、消防費のですね、負担金が増加しましたことで、10億円を超えた、総額的にはですね、借入れになっておりますけれども、今後の25年度の決算状況をですね、見る中で、年度末にですね、財源等の措置ができるようであれば、起債の借入れを落としまして、ほかのものを財源でですね、対応するような形を取りたいというようなことで、調整をその時点で図りたいと、決算の時点で図りたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。寺本順一君。

○4番（寺本順一君） フードバレー、この言葉が初めて予算書の中に出てまいりました。聞いてみますと、食の関連産業施設の集約化というようなことのように思われますけれども、やはりこういう事業、初めて出る言葉等についてはですね、内容をちょっと詳しく説明するべきではないかというようなことを考えております。

それと、組織について、もう内容については結構ですけれども、組織についてどういう組織なのか、ちょっと御説明方、お願いしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） このフードバレーにつきましては、4月30日にですね、発起人会がありまして、今度、7月30日に推進協議会が発足されるというようなことで、今、事務を進めております。内容的には、県南地域の食をですね、農林水産物を活用した食のですね、加工であるとか、販売ルートであるとか、そういう活用をですね、お互いが、15市町村が連携しながら、それに関連いたします農業団体とか農業生産者、あるいは商工団体等々の方々との連携を図りながら、集積地、農産物、県南の食を集積したですね、そういう組織をつくっていききたいという

ような内容でございます。

組織の構成につきましてはですね、まず15市町村のほうで、これは首長さんたちが中心になると思いますが、理事会をまずつくります。その下の下部組織としまして、その市町村の担当課の課長から構成されます企画運営部会という組織が、その下部組織として構成されて、その下に会員として、今、農業従事者あるいは商工団体とか、いろんな方々の会員の募集をやっておりますけれども、そういった方々がまたその部会といいますか、その下に組織ができて、そういう3つのですね、大きな組織の中で、この構想を進めていくというような組織になっております。大まか、そういう内容でございます。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時08分

再開 午前11時18分

-----○-----

○議長（藤井公明君） 休憩前に続き会議を開きます。

-----○-----

日程第12 議案第38号 芦北町一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第12、議案第38号「芦北町一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

○総務課長（吉田 茂君） 議案第38号、芦北町一般職の職員の給与の臨時特例に関

する条例の制定について御説明申し上げます。

平成25年1月28日付けで、地方公務員の給与改定に関する取り扱い等について、総務大臣から通知があり、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年7月1日から平成26年3月31日の特例期間において、各地方公共団体は国に準じて必要な措置を講じるよう要請があったところです。

この条例案は、今般の国の要請に基づき、国家公務員の給料を超過している1%分の給料減額等を実施するため条例を制定するものです。

附則として、この条例は平成25年7月1日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。坂本君。

○1番（坂本 登君） 日本共産党の坂本登です。

私は、議案第38号、芦北町の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、原案反対の立場で討論いたします。

そもそも提案理由の国家公務員の給与減額支給措置を踏まえた地方公務員給与引下げ要請に応えることに道理はなく、法令にもありません。町長自身も11日の一般質問の答弁で、本意ではなく遺憾と答えられました。

以下、5項目の反対理由を申し上げます。1点目は、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえて、国の政策目的のための手段として、地方交付税を削減し、それによって地方公務員の給与引下げを要請し、強制することは、地方交付税法第3条第2項の国は交付税の交付にあたっては地方自治の本旨を尊重し、条件を付け、またはその用途を制限してはならないとする法律の趣旨をないがしろにする行為です。政府のこうしたやり方に、知事会をはじめとする地方6団体も極めて遺憾という共同声明を発表しているほど重大な問題であること。

2点目は、ラスパイレス指数では、国と地方の給与を比較できないこと。

3点目は、今まで本町では職員定数削減や給与の独自カットが行われ、行政改革などの努力や苦勞を重ねてきたことなど、国は考慮せず、ないがしろにしていること。

4点目は、職員給与削減の影響を受けるといわれている学校、病院、社会福祉施

設などの公共サービス関連の民間労働者の賃金にマイナス波及し、さらに本町経済を冷え込ませる恐れがあること。

5点目は、本町経済の活性化のためには、職員給与などの公的支出を確保、増額し、民間の経済活動にプラス効果を及ぼし、町民の所得を増やす流れをつくり出していくことが必要であること。

以上の理由で、議案第38号、芦北町の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、原案反対を表明し、反対討論を終わります。

○議長（藤井公明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。水口君。

○13番（水口宣之君） 先日の一般質問の答弁にもありましたが、これは国からの減額でございまして、個人的には不服な点もありますが、やむを得ないと思います。ですから、提案に賛成します。

○議長（藤井公明君） これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議がありますので、起立によって採決します。

原案に賛成者の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤井公明君） 起立多数です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第39号 芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第13、議案第39号「芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） 議案第39号、芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

記載の田浦団地、江口団地につきましては、木造建築物の耐用年数30年を大きく上回り、築50年以上が経過しております。芦北町公営住宅等10か年計画においても、両団地とも用途廃止計画団地となっており、昨年7月と8月に退去者があり、空き家となりましたので、今回、田浦団地1戸と江口団地2戸を取り壊すために一部条例の改正をするものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第 39 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 39 号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 14 議案第 40 号 工事請負契約の締結について

○議長（藤井公明君） 日程第 14、議案第 40 号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

○総務課長（吉田 茂君） 議案第 40 号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本議案は、牛の水漁港改修工事（2 期工事）の請負契約締結の承認にかかるものであります。

牛の水漁港は、背後が山林、前面が海域に囲まれた地形で、漁港施設用地が不足し、網の手入れ等を行う際には、道路や防波堤を利用している状況にあります。これらを解消するため、漁業施設等を一体的に整備するものであり、平成 23 年度から工事を行っています。

- 1 契約の目的 牛の水漁港改修工事（2 期工事）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 1 億 80 万円
- 4 契約の相手方 熊本県葦北郡芦北町大字湯浦 1 1 2 番地 1 6
佐藤・小林建設工事共同企業体
代表者 株式会社 佐藤産業
代表取締役 佐藤一夫

工事の概要について御説明申し上げます。

昨年度から、漁港施設用地の整備に着手しており、現在、基礎工事が完了しています。本年度は、引き続き用地整備を行います。まず、方塊ブロック及びコンクリートの現場打設で護岸を形成した後、背後地の埋立てを行います。埋立て完了後は、排水施設、ガードレール、車止め等の整備及び道路全体の舗装を行います。

次に、入札の経緯について申し上げます。

本工事の内容、規模及び工期内での確実な施工のためには、共同企業体方式が、またその組み合わせについては町内業者同士による編成で可能であると判断し、第1グループに町内土木業者Aランク13社を、第2グループにはBランク9社と、Cランクの上位4社を選定しました。

入札は、5月29日に施行し、仮契約を翌日5月30日に行っています。

入札の結果について申し上げます。順不同、また金額については消費税抜きで申し上げます。佐藤・小林建設工事共同企業体9,600万円、中村・山崎建設工事共同企業体9,620万円、松下・吉田建設工事共同企業体9,650万円、平松・新光建設工事共同企業体9,700万円、フクマツ・浪本建設工事共同企業体9,666万円、横山・藤井建設工事共同企業体9,650万円、橘新・梶建設工事共同企業体9,640万円、新成・リュウショウ建設工事共同企業体9,700万円、矢野・馬場建設工事共同企業体9,750万円、泉・藤井建設工事共同企業体9,650万円、橋本・下田建設工事共同企業体9,620万円、岡部・山川建設工事共同企業体9,655万円、木崎・前島建設工事共同企業体9,610万円、以上の結果、佐藤・小林建設工事共同企業体9,600万円の落札でありました。予定価格に対する落札率は97.94%であり、消費税込みの金額は1億80万円でございます。

なお、工期は、本契約締結の翌日から平成26年2月28日までとしております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第41号 工事請負契約の締結について

○議長（藤井公明君） 日程第15、議案第41号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

○総務課長（吉田 茂君） 議案第41号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本議案は、芦北町役場庁舎耐震補強工事（建築本体）の請負契約締結の承認にかかるものであります。

耐震については、昭和56年に建築基準法が改正され、新たな耐震基準が設けられていますが、芦北町役場本庁舎は昭和47年に建設されており、建設後41年を経過しており、診断の結果、この基準を満たしていないことが分かっています。町民の方々が安心して利用していただくとともに、本庁舎は災害時の防災拠点であり、また緊急時の避難施設としても指定されている重要施設であることから、この機能を確保するため、耐震改修工事を行うものです。

- 1 契約の目的 芦北町役場庁舎耐震補強工事（建築本体）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 1億489万5,000円
- 4 契約の相手方 熊本県葦北郡芦北町大字湯浦245番地1
松下・平松建設工事共同企業体
代表者 株式会社 松下組
代表取締役 松下義一

工事の概要について御説明申し上げます。

本庁舎の形状はL型になっており、1階建部分と3階建部分に分かれていますが、本工事は3階建部分を耐震補強します。まず、3号線側の東面と、中庭側の西面をPCアウトフレーム工法で耐震補強します。PCアウトフレーム工法とは、あらかじめ製作したコンクリート製の柱や梁を、既存の建物に接合し、建物全体の保有耐力の増大を図り補強するものです。また、正面玄関の南面に鉄筋コンクリートによる厚さ250ミリメートルの壁を3か所設置し補強を行います。

次に、入札の経緯について申し上げます。

本工事の内容、規模及び工期内での確実な施工のためには、共同企業体方式が効

果的と判断し、第1グループに経営審査の評定値、技術者の有無、実績等を考慮し、県内の建築業者8社を、第2グループには町内の建築業者上位8社を選定しました。

入札は、5月29日に執行し、仮契約を翌日5月30日に行っています。

入札の結果について申し上げます。順不同、また金額については消費税抜きで申し上げます。光進・木崎建設工事共同企業体1億40万円、小竹・佐藤建設工事共同企業体1億70万円、増永・リュウショウ建設工事共同企業体1億10万円、松下・平松建設工事共同企業体9,990万円、松島・中村建設工事共同企業体1億50万円、丸昭・フクマツ建設工事共同企業体1億60万円、和久田・泉建設工事共同企業体1億円、藤永組・前島建設建設工事共同企業体1億30万円、以上の結果、松下・平松建設工事共同企業体9,990万円の落札でありました。予定価格に対する落札率は98.92%であり、消費税込みの金額は1億489万5,000円でございます。

工期は、本契約締結の翌日から平成26年2月28日までとしております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

ここで、議案配付のため、しばらくお待ちください。

〔議案配付〕

○議長（藤井公明君） 配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

日程第16 同意第2号 副町長の選任につき同意を求めることについて

○議長（藤井公明君） 日程第16、同意第2号「副町長の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 芦北町副町長に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字田浦町1210番地、氏名、藤崎正司。

この件につきましては、平成25年6月16日に任期満了となるものでございまして、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を得るものであります。

氏は、昭和52年1月、旧田浦町職員を拝命、平成9年4月、議会事務局長を皮切りに、総務課長、町民課長、企画観光課長、農林水産課長を歴任、合併後の新町におきましては、平成21年3月31日に企画財政課長を最後に退職、平成21年6月17日から副町長として1期4年を務め、本町の発展に尽力し、その手腕は町政全般にわたり、豊富な行政経験と幅広い識見を有しており、副町長としてまさに適任と認め、選任するものでございます。

どうぞよろしく御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） ただいま町長より、副町長の選任の同意が求められました。再任ということであります。私は、決して反対する立場で質疑をするわけではございませんが、聞くところによりますと、副町長、少々体調の不安も感じられておるといふふうに聞き及んでおります。また、260名余の職員の指導、監督をする立場として、その言動に少々真摯に欠ける点もあるのではないかというふうに、私感じたことであります。健康管理に万全をなされ、職員に信頼される副町長であってほしいと思っております。町長の、あるときには代理者でありますし、町長のほうにものを申す立場としてあってほしいと願っております。この同意に全会一致で、賛同することになりますけれども。

○議長（藤井公明君） 川尻君、まだ、わかりませんよ。

○12番（川尻成美君） まだ、わかりませんが、私は賛同する一人としてですね、賛同する一人として、議会としての責任、一同意をした人間としての責任も感じるわけですので、人権案件に対して少々苦言を申しましたけれども、町長のほうにそういうことでよろしく願いをしておきたいというふうに思います。以上です。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時41分

再開 午前11時42分

○議長（藤井公明君） 副町長の入場を求めます。

ここで、副町長の挨拶を許可します。副町長。

○副町長（藤崎正司君） 議長の許可を得ましたので、一言御挨拶申し上げます。

この度の選任同意につきましては、御同意、誠にありがとうございました。現在の心境は、再任いただき、身の引き締まる思いであります。今後、微力ではございますが、精一杯、町行政の発展に尽くす所存でございますので、今後とも議員の皆さまには御世話になりますが、よろしくお願い申し上げます。

-----○-----

○議長（藤井公明君） 休憩前に続き会議を開きます。

ここで議案の配付のため、しばらくお待ちください。

〔議案配付〕

○議長（藤井公明君） 配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

日程第17 同意第3号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

○議長（藤井公明君） 日程第17、同意第3号「固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 芦北町固定資産評価員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

住所、芦北町大字花岡860番地1、氏名、早川純一。

固定資産評価員の選任につきましては、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を得る必要があるもので、本案を提出するものであります。

御承知のとおり、本町職員でございまして、略歴を申し上げますと、昭和50年10月、旧芦北町職員に採用されてから、37年7か月の職員歴を有しており、この間、総務課をはじめ、教育委員会、収入役室、企画財政課、田浦基幹支所、農業委員会、会計室と歴任し、現在は税務課長であり、行政全般に精通しております。

このようなことから、固定資産評価員にふさわしいということで同意をお願いするわけでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから同意第3号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで議案配付のため、しばらくお待ちください。

〔議案配付〕

○議長（藤井公明君） 配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

日程第18 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（藤井公明君） 日程第18、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字簀瀬219番地、氏名、瀬口明。

この件につきましては、平成25年9月30日に任期満了となるものでございま

して、法務大臣に候補者として推薦するために、当議会に提案させていただくものであります。

瀬口明氏でございますが、平成２２年１０月から人権擁護委員として委嘱され、現在１期目でございます。温厚にして篤実な人柄は、町民からの信望も厚く、人権擁護委員に最適な人材と認め、ここに議会の意見を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから諮問第１号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり認め、答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第１号は原案のとおり認め、答申することに決定しました。

ここで議案配付のため、しばらくお待ちください。

〔議案配付〕

○議長（藤井公明君） 配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 配付漏れなしと認めます。

—————○—————

日程第１９ 諮問第２号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（藤井公明君） 日程第１９、諮問第２号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字花岡２０２番地、氏名、梅田安子。

この件につきましても、平成２５年９月３０日に任期満了となるものでございまして、法務大臣に候補者として推薦するために、当議会に提案させていただくものであります。

梅田安子氏でございますが、平成13年9月から人権擁護委員として委嘱され、現在4期目でございます。温厚にして篤実な人柄は、町民からの信望も厚く、人権擁護委員に最適な人材と認め、ここに議会の意見を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから諮問第2号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり認め、答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は原案のとおり認め、答申することに決定しました。

—————○—————

日程第20 議員派遣の件

○議長（藤井公明君） 日程第20「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、地方自治法第100条及び会議規則第125条の規定により、お手元に配付のとおり派遣することとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

議員派遣につきましては、やむを得ず目的先、期間及び派遣議員について変更を生じる場合は、議長一任を願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議長一任することに決定しました。

—————○—————

日程第21 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

日程第22 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

日程第23 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出

日程第 2 4 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

- 議長（藤井公明君） 日程第 2 1 から日程第 2 4 までの各委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

-----○-----

- 議長（藤井公明君） これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成 2 5 年第 3 回芦北町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

-----○-----

閉会 午前 1 1 時 5 2 分

-----○-----

- 議長（藤井公明君） ここでしばらくお待ちください。

議会が終了しましたが、しばらく時間をいただきたいと思います。ごあいさつ申し上げます。昨日 6 月 1 3 日をもちまして、熊本県町村議会議長会会長の任期が満了しました。2 年間、県議長会の会長就任に伴い九州ブロック代表として全国議会議長会理事に就任することができ、この間、全国の筆頭理事まで勤めることができました。私にとりましては大変貴重な経験をさせていただきました。この 2 年間、議会並びに執行部の皆さまには何かと御協力を賜りましたことに対し、心から、この場を借りまして御礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員